

土 木 環 境 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

令和元年第 4 回 沖 繩 県 議 会 (6 月 定 例 会)

令和元年 7 月 3 日 (水 曜 日)

沖 繩 県 議 会

土木環境委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 令和元年7月3日 水曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午後3時26分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 乙第11号議案 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
- 2 乙第13号議案 工事請負契約について
- 3 乙第14号議案 工事請負契約について
- 4 乙第16号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 5 乙第17号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 6 乙第21号議案 訴えの提起について
- 7 乙第24号議案 指定管理者の指定について
- 8 乙第25号議案 中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
- 9 乙第26号議案 中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
- 10 乙第27号議案 中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
- 11 請願第1号、同第2号、陳情平成28年第76号、同第106号、陳情平成29年第21号、同第38号、同第46号の4、同第61号、同第83号、同第91号の3、同第92号の3、同第94号の4、同第95号、同第132号、同第145号、同第151号、陳情平成30年第21号の2、同第23号、同第25号、同第30号、同第31号、同第44号

の4、同第65号、同第99号、同第100号、同第102号の4、同第112号、陳情第11号、第29号、第30号、第40号、第42号、第48号、第49号の4、第50号、第69号、第76号及び第79号

出席委員

委員	長	新垣清涼	君
副委員	長	照屋大河	君
委員		座波一	君
委員		具志堅透	君
委員		座喜味一幸	君
委員		崎山嗣幸	君
委員		上原正次	君
委員		赤嶺昇	君
委員		玉城武光	君
委員		山内末子	さん

委員外議員 なし

欠席委員

糸洲朝則君

説明のため出席した者の職・氏名

土木	建築	部長	上原国定	君
道路	街路	課長	島袋善明	君
道路	管路	課長	島袋一英	君
河川		課長	外間修	君
海岸	防	災課長	新垣義秀	君
港湾		課長	桃原一郎	君
空港		課長	野原良治	君

都市計画・モノレール課長	謝花勉君
下水道課長	渡真利昌弘君
建築指導課長	野原和男君
住宅課長	與那嶺善一君

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第11号議案、乙第13号議案、乙第14号議案、乙第16号議案、乙第17号議案、乙第21号議案及び乙第24号議案から乙第27号議案までの10件、請願第1号外1件及び陳情平成28年第76号外35件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第11号議案沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 それでは、よろしく願いいたします。

資料1 議案説明資料（土木環境委員会）により、御説明いたします。

資料1の1ページをごらんください。

乙第11号議案沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、2級建築士及び木造建築士免許等に係る手数料の額を改める必要があるとともに、建築士法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○野原和男建築指導課長 お手元に配付しております資料2の1で御説明いたします。

1ページ目をごらんください。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、2級建築士及び木造建築士免許等に係る手数料の額を改める必要がございます。また、建築士法の一部を改正する法律が平成30年12月14日に公布されたことに伴い、条項ずれが生じていることから、これを整理する必要がございます。

なお、改正条例の施行日は令和元年10月1日としております。ただし、建築士法の改正に伴う部分は、建築士法の一部を改正する法律の施行日からの施行となります。

次に、3ページ目をごらんください。

今回提出いたしました議案でございます。

次に、4ページ目をごらんください。

条例の改正案について新旧対照表で御説明いたします。条例第2条第2項第1号中の「第4条第2項又は第3項」を、「第4条第3項又は第5項」に改めております。

次に、条例第2条第2項第1号で定める2級建築士または木造建築士の免許に係る交付手数料を「19,200円」から「19,300円」に改正いたします。

最後に、条例第3条第2項で定める2級建築士試験または木造建築士試験に係る受験手数料を「17,700円」から「17,900円」に改正いたします。

以上で、乙第11号議案沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案工事請負契約についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の2ページをごらんください。

乙第13号議案工事請負契約について、御説明いたします。

本議案は、下田原大橋橋梁整備工事（上部工2期）の工事請負の改定契約について、議会の議決を求めるものであります。下田原大橋橋梁整備工事（上部工2期）の契約金額4億9021万2000円を6842万円増額し、5億5863万2000円に変更するものであります。当該工事は、一般県道石垣空港線における下田原大橋の上部工を整備する工事であります。今回の変更内容は、主に橋梁足場工等の計上に伴い増額するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○島袋善明道路街路課長 お手元に配付しております、資料2の2で御説明いたします。

1ページをごらんください。

本工事は、一般県道石垣空港線における橋長350メートルの下田原大橋のうち、桁製作・架設147メートル、床版工348メートルを整備する工事であります。上段の図は、下田原大橋の側面図です。中段左側には橋梁の設計概要、中段右側には橋梁の断面図、下段には工程表を表示しております。また、本工事の対象箇所を赤色で着色しております。

2ページをごらんください。

本工事着手前の下田原大橋の全景写真御参考までに掲載しております。こちらは側面から撮影した写真となっております。

3ページ目をごらんください。

主な変更理由を御説明いたします。先行している1期工事から引き継ぐ計画としていた仮の支柱であるベント、床版足場、登り栈橋等の仮設物について、1期工事が完了したことにより、本工事で計上する数量や日数等の詳細が確定したことから、仮設物の損料・撤去費・輸送費等の計上に伴い増額するものであります。上段の図は、下田原大橋の側面図、中段の図は、桁及び床版の断面図を示しております。今回の変更対象箇所を赤色で着色しております。

4ページ目をごらんください。

提出議案の概要となっております。今回の変更に伴う請負金額の増額は、6842万円となっております。

以上で、乙第13号議案工事請負契約についての説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第14号議案工事請負契約についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の3ページをごらんください。

乙第14号議案工事請負契約について、御説明いたします。

本議案は、城間前田線都市モノレール浦添前田駅自由通路建設工事(南)の工事請負の改定契約について、議会の議決を求めるものであります。浦添市の城間前田線都市モノレール浦添前田駅自由通路建設工事(南)の契約金額4億6332万円を6767万4960円増額し、5億3099万4960円に変更するものであります。当該工事は、沖縄都市モノレールインフラ部における浦添前田駅自由通路を建設する工事であります。今回の変更内容は、軟弱地盤による土工事の変更等により増額するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の3で御説明いたします。

1ページ目をごらんください。

上段左側は浦添前田駅の完成予想図で、駅舎の手前に見える自由通路が今回の工事箇所であります。下段左側は事業概要、上段右側の図は計画平面図、下段右側に立面図を示しております。また、本工事の対象箇所を赤枠で示しております。

2ページをごらんください。

主な変更内容について御説明いたします。

本工事自由通路の階段や昇降機の基礎地盤について、正確に地盤強度を把握

する必要があるため、赤色で示した箇所においてチェックボーリングを実施しております。その結果、想定していた地盤強度より軟弱であることが判明したことから、設計変更が必要となり、対策工法として、専用機械で地盤を掘削しながらセメントを攪拌するミニウォール工法による地盤改良工事と、それに伴う磁気探査調査の追加による増額をする必要がございます。

3 ページ目をごらんください。

提出議案の概要です。今回の変更に伴う請負金額の増額は6767万4960円となっております。

以上で、乙第14号議案工事請負契約についての説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 設計変更の要因となっております、地盤強度の調査。これはあらかじめ調査を入れて、支持力を確認して設計をするというふうなことが普通やられることだと思うんです。これがなぜ今回は、ボーリング調査したら支持基盤に基礎の改良があったのかわからんけれども、変更の要因となったその経緯について教えてください。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 当該自由通路の箇所はですね、階段とか、そういった建築に係る部分の基礎なんですけれども、通常の土木構造物に比べて加重が小さいことから、近隣の基礎部のボーリングデータ等を参考にしながら設計を行って、施工の際には載荷試験を行って現場を確認しながら施工するというような発注をしておりました。その中でチェックボーリングをしたところ、想定したよりも軟弱地盤があったということです。

○座喜味一幸委員 ちょっとよくわからないんですけども。であれば、この今回入れたボーリング調査の方法と経費、これは工事費の中ではどういう形で計上されているものですか。それとも、ボーリングそのものの調査も今の変更の中で入ってきているのか、それはどうなんですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 ボーリング調査に係る経費についても、変更の対象になっております。

○座喜味一幸委員 これは、支持基盤が足りない、支持力が足りないと何をもって判断したんですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 チェックボーリングで地盤の基礎的な試験を行って、地盤の強度を確認した上で設計に反映したところ、既存の設計ではちょっと強度が不足していると判断したということです。

○座喜味一幸委員 当初の基礎調査や地質調査の中で—それらの簡易ボーリングをするのか、載荷試験するのかわからんが—支持力というものは確認してから普通は設計を組むはずなんだ。そんな大方はずれないね。たまたま地下水が出てきたとか、軟弱地盤が特に予想外のものが出てきたというんであれば、このような追加調査をして設計変更という形をとるのはいいんだけども。事前の設計の段階ではどのレベルの支持力の調査をしたのか、今回の変更で支持力を変更をしなければならなかったという、このつながりがわからないわけよ。当初はどうだったの。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 自由通路の構造でいいますと、自由通路の本体を支えるのが土木構造物になっていまして、土木の大きな柱—ピアなどは—大きな加重を支えるために、そこは直下でボーリングをして調査を入れているんですけども、建築の階段の基礎とかそういったものは加重が小さいということで、設計の段階では直接ボーリングは行っていません。近隣のボーリングデータを参考に設計をしたということです。

○座喜味一幸委員 だからなぜ今回—普通の周辺のボーリング調査の支持力を推定していいんだけども—今回変更しなければならぬという判断は、何をもってやったのかなと。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 それは現場のほうで請負業者が着手しまして、近隣の土木工事等の基礎工事を見ながら、やはりチェックボーリングを入れて確認しないといけないだろうという判断をもとにして、協議を行い、チェックボーリングをしております。

○座喜味一幸委員 何かよくわからないんだけど。この当初の設計工事の中には一そのモノレールのエレベーターの設置工事に当たっては、具体的にその支持力のチェックをなさいというような特記仕様があるのか。それとも共通仕様書か何かで当然だと決まっているのか。それでそれをすることによって、支持力が足りない模様だから、今回一これ結構大きなボーリング機械だよな一入れましたという部分の説明が足りないんじゃないか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 当初の設計においては、ボーリング調査ではなく、載荷試験という一もう少し簡易な試験があるんですけども一その簡易な試験で地盤の強度を確認した上で、施工するという仕様になっていたんですけども、請負業者のほうから、近隣の工事の状況を見た限りでは、載荷試験ではなくボーリング調査をしてしっかり地盤調査を確認したほうがいいということの提案、協議がありまして、それに基づいてチェックボーリングしたところ、想定外の軟弱地盤があったということです。

○座喜味一幸委員 当初の載荷試験そのものは、当初の工事の中に入っていましたという理解でいいんですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 はい。

○座喜味一幸委員 それで、仕様書に基づいて載荷試験を請負業者がやりましたと。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 載荷試験ではなくて、やっぱり地盤が少し悪そうだから、載荷試験ではなくてチェックボーリングをしたということです。

○座喜味一幸委員 ちなみに、支持力の調査というのは当初の設計に入っていたけれども、今回は協議によってこのボーリング調査を本格的なものを入れましたと。これに関する経費は幾らくらいだったんですか。どれくらいの深さまで確認したんですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 今回ボーリング調査を4カ所で行っているんですけども、大体調査としては10メートル程度調査をしております。ボー

リング単体の経費については手元の資料にはありませんで、済みません。

○座喜味一幸委員 いずれにしても、主となる本体のボーリングはしっかりしていたとしても、当然その附帯としてあるべき絵というもの—基本構想というものがあるわけだから、少なくとも事前の調査の中で本体の部分はより密に—それから周辺についてはまあ軽くてもいいんだけど—そういうボーリングやいろんな適当な本試験等をして初めて僕は上物というのが設計されているものだ。要するに、支持力がどれだけあって、加重がどれだけあって—ましてやこれ、エスカレーター、モノレール、そういうもんだから—こういうものが事前になされていて初めて設計というのは成り立つもんだというふうに私は思っていて、あるいはその本体のボーリングとそんなに極端に—島尻泥岩層じゃないのあの辺は、そういう地層からしても—そんなに極端に支持力が違うような地質でもないとも思うんだけど。そういう事前の調査の仕方として、非常に不十分ではなかったかという指摘をされてもしようがないような変更内容だよと私は思うけれど、部長はその辺はどう思いますか。ここにだけ何か軟弱地盤があったのかな。辺野古では結構軟弱地盤にはうるさいんだけど、自分たちにはちょっと甘いんじゃないの。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 設計においては土木構造物を主体にした基礎地盤の調査を主にやってはいて、確かに建築分についてはそれぞれの箇所を全てボーリングでチェックしていないんですけども、そんなに離れているわけでもないですので、そのデータを活用して設計することについては問題はなかったのかなと思っております。ただ想定したよりもその部分がちょっと軟弱だったということです。実はですね、ボーリングしたところ、通常は、表面から大体七、八メートルくらいのところから泥岩層が出るんですけども、そこではN値が5以下程度のちょっと軟弱な地盤があったということです。

○座喜味一幸委員 あんまり細かいことしないけどさ。本体があって、そんなに距離が離れないところで—ましてやここはあれでしょう、エレベーターの部分だよな—そういうところに対して重点的に、基本的な構想図か基本設計か、ああいうの見てそういうところはちょっとしっかり深さの調査を入れとくかくらい、普通やるんじゃないの。工事やってみて協議によって支持力が足らんから変更なんて言ってさ、ちょっとおかしいと思うよ。

○上原国定土木建築部長 予算の関係ではないのですが、先ほどから説明して

いるように、土木建造物とかですね、基礎地盤に構造物としてしっかり置かなければならないものについてはボーリング調査をした上で施工しますが、これも、こういったちょっと建築構造物の軽い物—土木に比べてですね—非常に軽いものについては一つ一つの支持地盤まで確認して全部設計するとなるとやっぱり時間もかかりますので、周辺のデータを活用しながら、事業を進めながら工事の中でチェックをして進めていくという形をとっているものですから。今回は予想以上に軟弱地盤がある、あるのではないかということがあったものですから、それに対してしっかり、将来的に不備がないように構造物を—エレベーター、エスカレーターについても—しっかりとした地盤の上に置くべきだろうということで、しっかりチェックをした上でやっているわけでございます。より安全側に持っていつているということで、当初の建築構造物だという軽めに考え過ぎていた部分がありますけれども、これはしっかり安全側に施工していくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○座喜味一幸委員 もうやりませんが、基本的には任意で載荷試験くらいやれというものなのか、あるいは指定をしてちゃんと支持力を確認しろというような区分けなのか。その辺はね、発注の段階でしっかりと業者の負担でやるべき基本的な調査と、いやいやこれはそうじゃない—これは試験費を当初から指定で見るようなものとかね。だから当初からこの考え方があれば変更なんてことには至らないと思うんだ。少しその辺は僕は改善すべき点だと思うよ。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 ちょっと説明が繰り返しになりますけれども、当初の発注の段階では、載荷試験によって基礎地盤を確認した上で施工しなさいという仕様だったんですけれども、業者との協議の中で載荷試験ではなくて、もう少し詳細に調査ができるボーリング調査のほうが良いということで、実際にボーリングをしたら軟弱地盤が想定よりも大きかったということで、基礎地盤の変更もあわせてやる必要があるという協議になったということでございます。

○座喜味一幸委員 地盤改良に相当かかったんですね。どのくらいかかりましたか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 今回地盤を改良する方法として、くいかコンクリートへの置きかえとか、幾つか方法を比較したところ、近隣に建物があるとか狭隘な施工場所とかそういった経済性も含めて今回採用したのがミ

ニウォール工法という地盤改良なのですが、それにかかった費用が約2950万円になります。

○座喜味一幸委員 もう少し。これ、ボーリング調査をしながらじゃないんだな。結局これは掘削しながら、セメントミルクを詰めて上がってくるみたいな工法ですか。今の工法と……。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 その専用の機械がありまして一資料の2ページをごらんいただきたいんですが、左下のほうにそのミニウォール工法の専用の機械がありますけども、こういった機械で地盤をチェーンソーみたいなもので掘削しながら、あわせてセメントミルクを注入しながら攪拌していくという工法で、狭い場所や近隣に建物があっても施工ができるという特長がございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の4ページをごらんください。

乙第16号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、御説明いたします。

本議案は、平成31年第2回沖縄県議会乙第26号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

本部港本部地区岸壁マイナス10.5メートル整備工事(H30-1)の契約金額19億2053万1600円を1億5151万7520円増額し、20億7204万9120円に変更するものであります。

当該工事は、大型クルーズ船寄港対応可能なジャケット式栈橋を整備する工

事であります。変更内容は、ジャケット式栈橋を据えつけるための起重機船及び運搬用台船の基地港への帰港に係る回航費追加により増額するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○**桃原一郎港湾課長** お手元に配付しております資料2の4で御説明いたします。

1 ページ目をごらんください。

本工事の概要について御説明いたします。左側上段の写真は、大型クルーズ船寄港対応可能な岸壁の完成イメージ写真、左側中段は事業概要及び本工事の内容、その下段には整備工程表を表示しております。また、右側上段には岸壁全体計画平面図とその下段には本工事の平面図及び側面図を表示しております。本工事は、右側の上段全体計画平面図に色塗りで示すジャケット式栈橋延長100メートルを整備するもので、右側中断の平面図及び側面図で示す延長50メートル、幅20メートルのジャケット2基の製作・据付けと鋼管くい径1.4メートル及び0.9メートルをそれぞれ20本打設する工事となっております。

竣工時期は左側下段の整備工程表の赤枠で示すジャケット式栈橋で令和元年12月を予定しております。

2 ページ目をごらんください。

変更内容について御説明いたします。変更内容は、ジャケット式栈橋を据えつけるための起重機船及び運搬用台船の帰港に係る費用の変更であります。

上段には、本工事で使用する運搬用台船及び起重機船の規格等を表示しております。下段には、ジャケットの運搬から据えつけまでのイメージを示しており、運搬用台船でジャケットを運搬し、起重機船でジャケットを吊り上げ据えつけた後に運搬用台船及び起重機船は帰港します。

今回の変更内容は、当該2隻がジャケット据付後他事業に出向き工事する予定もなく、直接基地港に帰港することが判明したため、帰港費を追加変更するものであります。

3 ページ目をごらんください。

提出議案の概要となっております。

今回の変更に伴う請負金額の増額は、1億5151万7520円となっております。

以上で、乙第16号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての説明を終わります。

○**上原国定土木建築部長** 以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**新垣清涼委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○**具志堅透委員** 変更内容なんですけど、それを運ぶ船舶の帰港地が、ちょっとよくわからないのだけれど、関係しているのかなど。この作業のために帰港すると。その間に、別のところに行く予定があったから、例えばこれまでの設計があったと。それが別のところの仕事が入っていないのでそこに停留・停泊するので、その部分の変更になっていますというふうな解釈でいいのかな。どうなんですか。

○**桃原一郎港湾課長** 通常この起重機船、台船等の考え方ですが、片道しか一要するに、通常はこちらに来る分しか当初設計では見ておりません。その考えとしては、帰港する際に他事業箇所に出向いて工事がある場合は、そこに行く費用については他事業者が見るということがございまして、通常こういうやり方で発注をしております。しかしながら今回は、4月上旬に最終の確認をしたところ、沖縄県内ではこういった大きな機械は使わない状況があったんですけども、他府県ではやはり最近のオリンピック需要等ありますので、それで九州一他府県のほうに行くんではないかということがありましたが、請負業者と協議をして、その他事業へ行くことがないということがわかりましたので、今回帰港地に帰港するというので、その分の経費を今回変更として見ております。

○**具志堅透委員** ベースの港があって、そこから沖縄の本部港へ来る分の代金だけを見ると。それで当然工事が終わったら、それは別の工事現場に行くだろうと。そうしたらその工事代金こう全部向こうを見ると。しかし、今回は別の工事現場がないから、この帰港地に戻る分一往復分を持たなきゃいかんということですか。

○**桃原一郎港湾課長** そのとおりでございます。今回基地港として神戸港に戻る一部から神戸港への1176キロメートルですが、その分に要する経費を増額変更としております。

○具志堅透委員 今のこういうふうな予算のつけ方であるなあというのは初めてわかったのだけど、その後の工期についてなんだけど、7月発注で12月まで、それは変更ないということによいですか。

○桃原一郎港湾課長 これから、ジャケット式栈橋を据えつけた後にはですね、他の基礎くい施工等がございますので、わずかながらの精算変更等の可能性はあるということはありません。

○具志堅透委員 今回の工事はそれはそれでよいとして、全体的な完成一確か2020年だったと思うんですが、その辺の全体的なその構想のずれが出たのか、生じたのか、その辺のところ……。

○桃原一郎港湾課長 当初は、令和2年3月には竣工、供用開始という計画で我々としては事業を進めてきました。しかしながら、国際クルーズ拠点形成事業は、官民が連携して岸壁とターミナル整備を一体的に進めることが必要であるということで、国から指摘を受けまして、船社のほうとの調整がちょっとおくれておまして、そのために国から令和元年度の予算づけがなされていないという状況がございます。その影響もありまして、次年度の予算要求をしておまして、それを受けますと全体工程的には令和3年3月の完成、供用となります。

○具志堅透委員 そのおくれた要因は、今官民一体となって進めるべきだという国からの指摘があったというふうな話なんですけど、もう少し具体的におくれた要因を教えてください。

○桃原一郎港湾課長 これまで、連携船社は覚書締結についてC I Q機能の確保を条件としておりました。そのうち、我々が調整したところ、税関—出入国管理については調整が整っておりますが、検疫のほうは何分にもまだやっぱり人の対応が難しいというのがありまして、我々は厚生労働省に赴きまして、人検疫の対応についてもお願いをしているところでございます。大臣の発言もありましたように、C I Q機能というのは、当然船社が来るのであれば国も対応するというのを伺っておりますので、我々としては、C I Q機能の人検疫については今後調整を詰めていきますが、この辺の機能は確保できるということ、船社にもお話をしております。去る5月には船社のほうに出向きまして、

現在のこういったスケジュールの話をしておりまして、覚書締結を早急に行い、早目に船社のターミナル整備事業に着手していただくという、調整を進めているというところです。

○具志堅透委員 官民一体というのは、栈橋は国がつくります、そのターミナルについては使用するであろうゲンティン社が、官民一体ということですね。なぜゲンティンのターミナル建設がおくれたかというところ、C I Q機能がまだ見えないからだというふうな認識、解釈でいいですか。

○桃原一郎港湾課長 ゲンティン社からは、C I Q機能を確保してほしいというところでお話はあります。

○具志堅透委員 今説明があったとおり、そのC I Q機能に関しては去る5月までの間に大体見えてきたということでもいいですか、検疫含めて。

○桃原一郎港湾課長 人検疫については、やはり検疫官の派遣とか、外国人が発病等あった場合の搬送をどうするとか、いろいろな状況の対応をしないといけませんので、その辺を今現在詰めているところですが、今のところ我々としては、うまくいくんではないかというところで、国とは協議をしているというところがございます。

○具志堅透委員 5月にゲンティン社に行っているいろいろ調整をしたということなんですが、その覚書というのはどの程度、いつごろまでに締結できるのか。

○桃原一郎港湾課長 やはり岸壁整備、ターミナルの着工等もろもろ考えますと、本年9月ごろを覚書のめどとしております。

○具志堅透委員 9月に覚書の締結が完了したとした場合に、その覚書をもって国のゴーサインが出るということでもいいんですか。予算を削られた部分が再度補正あたりについて、そして令和3年に1年おくれでいけるというふうな認識でいいですか。

○桃原一郎港湾課長 国とはですね、予算一要するに作成される概算要望、本要望に向けて9月ごろを目途に船社とも調整をしているというお話をしておりまして、その覚書が締結され次第、次年度完成に向けてですね、予算もつけて

いただくということで、国には協議をお願いをしているということです。

○具志堅透委員 国がその予算をとめた、とめたというか、まだ一体的な運営、完成ができないだろうという認識のもとで、今に至っているわけですね。そこでさまざまな課題を解決するために、今皆さんもC I Qあるいは検疫等々やりながら、ゲンティン社と調整をし、9月に覚書を締結する予定であると。それをクリアすれば国が懸念するような心配事が解消されて、予算がついてというような運びになるということになるわけですね。

○桃原一郎港湾課長 国のほうでは、県とクルーズ船社との調整が進めば、国際クルーズ拠点の形成に向けて必要な協力を行うということをおっしゃっておりますので、我々はそれを理解して、船社との協議に臨んでいるというところでございます。

○具志堅透委員 それ調整が進めばということの証として、覚書ということになるんだろうと思っております。しっかり頑張っていたきたいなと思えます。あと全体的なイメージとして、栈橋の建設は国の予算でやっていますと。ターミナルの建設というのは、いつごろどういう日程でやっていくんですか。

○桃原一郎港湾課長 先ほども御説明申し上げましたが、一体となって運用するというのが言われておりますので、岸壁の供用とターミナルの供用は同時期に行いたいと考えておまして、船社と早目に詰めて、覚書締結次第、ターミナルの実施設計等ございますので、船社には早目にこういった事業に着手していただきたいなと考えております。

○具志堅透委員 去る2月定例議会でも僕は少し暗示というか、そういう状況になるじゃないかということを質疑させていただきました。部長初め皆さんは、これは国のやっている事業ですからしっかりと予算はつきますよという答弁であったんだけど、今のような状況になっている。今、9月の覚書云々の話があるんですが、しっかりとそれをやるんだということをですね部長、全体的な工事はおくれられないんだというふうな話を、部長からまとめて答弁いただけませんか。

○上原国定土木建築部長 1ページにですね、工事の整備工程表も用意してまして、ジャケット栈橋だけではなくて、ドルフィン式ですとか拡張新設等も

ありますので、予算がまだ必要だということでございます。本来なら今年度我々も経費をいただけるものだと思っておりましたが、令和2年度予算に計上してもらい、補正があればそれもチャレンジしたいと思っておりますが、その予算の確保に向けてですね、しっかり覚書の締結—9月を目標にしておりますけれども—一速やかに覚書締結を交わしてですね、予算をしっかりと確保するというで。確かに2月議会で確保できるものだというふうな理解の説明をさせていただきましたが、今後これ以上おくれることのないようにしっかりと取り組みたいと思っております。

○具志堅透委員 しっかり頑張ってください。それからですね、完成しました、クルーズ船が来ます、といったらその後のターミナルの運用だとか、あるいは地元の本部町を中心とした北部地域へ観光に来るお客さんの需要をどう広げていくかという、ソフト面でかなり詰めていかなくちゃいけないことがあるんだろうと思います。ここは土木建築部がやるべきこと、あるいは文化観光スポーツですかね、やるべきこと。その辺のところの整理はできていますか。

○桃原一郎港湾課長 受け入れ体制の整備でございますが、現在、観光振興課のほう为主体となって取り組んでおり、6月に検討委員会を発足させております。年内にはですね、地元の振興団体となるクルーズ促進連絡協議会—これは仮称でございますが—設立を目指しております。受け入れ体制の充実化、当然2次交通の話、あと魅力ある北部地域の観光もありますので、その辺の受け入れ体制も充実させていきたいなと考えております。

○具志堅透委員 その協議会というのは本部町ですか、それとも北部広域という形になりますか。

○桃原一郎港湾課長 本部町も当然でございますが、北部一帯の市町村—北部広域も連携して入っていただきたいと考えてございます。

○具志堅透委員 はい、終わります。しっかり頑張ってください。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の5ページをごらんください。

乙第17号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成31年第2回沖縄県議会乙第25号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場新築工事（建築）の契約金額18億3501万7200円を3124万4400円増額し、18億6626万1600円に変更するものであります。当該工事は、沖縄都市モノレール延長事業の関連施設であるてだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の建築を施工する工事であります。

今回の変更内容は、工期延長による仮設材賃料及び共通費の増に伴い増額するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の5で御説明いたします。

1 ページ目をごらんください。

上段左側は、てだこ浦西駅周辺の完成予想図で、赤枠で囲った箇所がてだこ浦西駅パークアンドライド駐車場でございます。右側の図は施設配置図と立面図を示しております。下段左側はてだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の事業概要、下段右側はパークアンドライド駐車場の完成予想図を示しております。

2 ページをごらんください

全体配置図において、対象の工事箇所を赤枠で示しております。

変更内容について御説明いたします。

今回の変更内容は、工期延長による仮設材賃料及び共通費の増に伴う増額となっております。具体的には、平面図の青枠で囲われた部分で別件発注の擁壁工事を行っていましたが、その磁気探査において磁気異常点が複数確認され、その確認と撤去に時間を要したことから本工事箇所の造成がおくれておりま

す。また、本工事の基礎工事による掘削作業時に既存の地下構造物や転石が確認され、その撤去にも時間を要しました。それらに伴って本工事の工期延長が必要となり、それに伴い工事仮設材賃料及び共通費の増額をする必要があります。

3 ページ目をごらんください。

提出議案の概要となっております。

今回の変更に伴う請負金額の増額は3124万4400円となっております。

以上で、乙第17号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第21号議案訴えの提起についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の6ページをごらんください。

乙第21号議案訴えの提起について、御説明いたします。

本議案は、訴えの提起について議会の議決を求めるものであります。

県営住宅の家賃を長期にわたって滞納し、または高額所得者として認定され県営住宅の明け渡しの期限が到来した入居者等に対し、督促等をして家賃もしくは損害賠償金の納入または明け渡しに応じない者に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いを求めるもので、対象者は3件、4人です。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○與那嶺善一住宅課長 お手元に配付しております資料2の6で御説明いたし

ます。

それでは、資料の1ページをごらんください。

訴えの提起の概要についての説明です。(1)に示すとおり、今回の長期滞納者等2件2名のうち、不法占有1件を除く1件の滞納額は、31万9000円であります。(2)は、本議案の長期滞納者に係る法的措置の流れです。

最終催告後も支払いや分納計画の提出がない入居者等については、契約解除を行った上で、最終的に③の長期滞納者に係る訴えの提起対象者として、滞納者1名を選定しております。

次に、資料の2ページをごらんください。

提訴に至るまでの県等の対応についての説明です。(1)から(3)は滞納月別に区分した対応状況となっており、(4)は、これらの対応を行ってもなお、支払いの意思が見られない者に対して、やむを得ず行う法的措置の内容を示しております。

続いて、資料の3ページをごらんください。

生活に困窮している入居者への配慮についての説明です。専門相談窓口を設け、社会福祉制度の案内・相談を行うことや、入居者の世帯収入状況に応じ収入再認定、県営住宅家賃の減額を行っております。

続いて、資料の4ページをごらんください。

高額所得者の概要についての説明です。今議案における高額所得者等に係る訴えの提起の対象者は、1件2名です。高額所得者の認定要件は、県営住宅に5年以上入居している者で、入居者の収入申告に基づいて認定した世帯の所得月額が最近2年間引き続き31万3000円を超えている場合で認定されたものに対しては、明け渡し請求を行い、期限到来後は契約を解除し、近傍同種家賃額の2倍相当額の損害賠償金を徴収しております。契約解除後もなお明け渡しを行わない者については、議会の議決を得ることとなります。

資料の5ページをごらんください。

高額所得者認定から議案提出までの流れを図で示しております。高額所得者に認定された19件のうち、最終的には議案対象者が⑦の1件となっています。

以上で、乙第21号議案訴えの提起についての説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第21号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 高額所得の件が出たんですけれど、現在のですね、滞納者の数—中期、短期も含めてそれぞれ教えてもらっていいですか。件数と金額。

○與那嶺善一住宅課長 今回議案提出の対象者という形でよろしいですか。

○赤嶺昇委員 今回は説明受けたので、今の高額とは限らず滞納者。

○與那嶺善一住宅課長 平成30年度末までの3カ月未満の滞納者が1079名、3カ月から5カ月の滞納者が259名、6カ月から11カ月の滞納者が55名、12カ月以上が40名、合計で1433名となっております。

○赤嶺昇委員 金額も教えてもらっていいですか。

○與那嶺善一住宅課長 3カ月未満の滞納者の金額が3509万7000円、3カ月から5カ月の滞納額が2473万8000円、6カ月から11カ月の滞納者が1142万4000円、12カ月以上の滞納者が2059万7000円、合計で9185万7000円でございます。

○赤嶺昇委員 12カ月以上ということですが、一番長い人でどれくらい滞納していますか。

○與那嶺善一住宅課長 一番長い滞納月数は31カ月でございます。金額は56万2100円となっております。

○赤嶺昇委員 今の滞納は、減免制度とかもあるじゃないですか。これをいわゆる適用していない、制度を活用していない—どういう状況なんですかね。

○與那嶺善一住宅課長 この最長の方は減免の対象ではございません。

○赤嶺昇委員 これ、要するに督促等いろいろやっていると思うんですけど、最長で31カ月ですよ。この場合というのは、何年かたつとこれがいわゆる請求期間がなくなるとか、それはなくていつまでも請求はできるんですか。

○與那嶺善一住宅課長 この方は支払いが分割という形でときどきございますので、時効というのはございません。

○赤嶺昇委員 時効自体はあるんですか。

○與那嶺善一住宅課長 時効という制度はございますけども、その場合は5年間ということで、そういう場合は時効に該当する場合もございます。

○赤嶺昇委員 そうすると、ちょっとずつ返すと時効はなくなるけど、5年間一まあ変な言い方をすればですよ、頑張って払わなかったら時効になるんですか。これどう対応するんですか。

○與那嶺善一住宅課長 現在入居している方は明け渡し請求の対象ですので、それは一応請求し続けるということでございます。

○赤嶺昇委員 わかりました。ぜひですね、滞納が1億円近くなると厳しいなと思っているので、督促等やっていると思うんですけど、より頑張ってもらいたい。

あとですね、滞納と関係ないんですけど、駐車場問題がですね、かなり相談あると思うんですけど。浦添でも神森団地ができたんですけど、トンブロックが置かれているんですよ。これですね、違法駐車対策というのは理解するんですけど、以前は自治会が管理して自分たちでうまく回していたんですよ。トンブロックを置かれたために、ちょっと危険だなと思っていることと、緊急車両が来た場合の問題とか。あと、高齢化しててですね、この住んでる方々が。住民のための駐車場があるんですけど、例えば母親だとかに食べ物を持ってくるときに、上までちょっと多分5分とか10分くらい、その駐車場がないもんだから混乱するんですよ。だからなるべくですね、自治会の皆さんの主体性も一駐車違反があるからということも多分管理者の皆さんは言っていると思うんですけど、そういうこともうまく対応してもらいたいなと思っております。これはちょっと議案とは関係ないんですけど、一応要望なので、それぞれの自治会とも相談して一これ多分神森団地も相談しているんですよ。私も行きました。行って見えていますので、極力対応してもらいたいなと思っています。答弁は要りません。以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員　お願いします。今回お一人の方がいろんな経緯を経て訴えられるということになるんですけど、公営住宅となりますとどうしても所得の低い方々、そういう意味で助けてあげなければならないようなそういう方々がたくさんいると思うんですよね。その中で高額で所得があって、家賃を滞納していくというこの状況。今回お一人なんですけど、この方は払える状況であるけど払わないのか、所得はあるけれどいろんな形で払えない状況があるのか、悪質に一よく給食費でも払える状況であるけど払わないとか、そういう状況は今どんどんふえてきているんですよね。そういう意味でこの方の今の状況というのは、まあプライベートなことでもありますので、案内できることでもよろしいですので、ちょっと状況を教えていただきたいと思います。

○與那嶺善一住宅課長　今回対象の高額所得者ですけども、ことし4月に訪問して早急に退去手続をとることを求めたんですけども、その名義人が忙しくて退去手続や引っ越しになかなか手につけられないと主張して退去に至っていないということがございます。滞納はございません。

○山内末子委員　忙しくて退去できないからということで、じゃあ、今回はもう少し時間をとれば退去してもらえそうな状況ではあるんですか。

○與那嶺善一住宅課長　今回の対象者につきましては、繰り返し退去について相談してたんですけども、状況が改善しないということで議案に上げているという状況でございます。

○山内末子委員　ということは、訴えて裁判になれば強制退去という形をとっていくということですよ。確認です。

○與那嶺善一住宅課長　それ以前に自主退去すれば訴えに至らないというケースもございます。

○山内末子委員　じゃあ訴えますよということで明示をして、その前に本人が、それだったら退去しますと言えば、この訴えの提起ということはやらないというそういう形ですか。

○與那嶺善一住宅課長 そのとおりでございます。

○山内末子委員 ちょっと冒頭に私言いましたけど、今、本当に公営住宅、県営住宅に入りたいけど入れない相当な皆さんが待機をしていると思うんですけど、その今の待機率を教えてくださいませんか。率じゃなくても、何人申し込んでいて今どれくらいが待っているのか、その数字でもよろしいです。

○與那嶺善一住宅課長 平成29年度の入居倍率によりますと、6.1倍となっております。申込者数が3142名で、入居件数が511件でございます。

○山内末子委員 これ本当にすごい倍率ですよ。沖縄県の子供の貧困の問題とか、今クローズアップされていますけど、やっぱりこれは大人の貧困の問題であって、所得の低い沖縄の中で、県営住宅の果たす役割というのはそこにとってもあると思いますので、この状況というのを改善していくためにも、何とかして今救いの手を求めている、そういう県民に対してね、何とかそこを重点的にできる形にもっていくためには、こういう所得のある皆さんたちへの対処の仕方もいろんな形で考えていただいて、できる限り今困っている皆さんたちがぜひ入居できるような方法をつくっていただきたいと思います。部長、今の状況を考えながら、県営住宅のあり方、またその所得の査定の方とかね、かなり考えなければならないことがあると思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○上原国定土木建築部長 入居倍率が非常に高い状態になっていまして、県営団地だけではなくて市町村営の団地もございますので、その辺との役割分担の話もございしますが、県営住宅は、建てかえのときに約1割は増補するようにしながら件数をふやしております。またこの入居倍率の中でですね、子育て世代とかへの優先枠も設けておりますので、そういった形で総合的に県営住宅の入居について、しっかり配慮しながら進めていきたいと考えております。

○山内末子委員 よろしくお願ひします。
以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 少し今の高額所得者の認定についてちょっと確認させてくだ

さい。直近というか最近の2年間、引き続き収入が31万3000円を超えたことが高額所得者となる。その31万3000円が高額なのかどうなのかというのを伺いたいんですが。今回の事案に関しては1件2人ですよね。家族月額31万3000円であるのか、1人の所得でなのか。その辺をちょっと確認。

○與那嶺善一住宅課長 この31万3000円の額についてでございますけども、これは公営住宅法施行令で定められておまして、それを県の条例で規定しているというところで、31万3000円というのは決まっている数字でございます。今回的高額所得者は世帯所得ということで、それが31万3000円を超えているということでございます。

○具志堅透委員 ということは、例えば家族4名あるいは家族6名の場合でも31万3000円を超えた場合には高額所得という形になるんですか。

○與那嶺善一住宅課長 世帯の人員に応じて控除する額がございますので、それを引いた後の額が31万3000円ということでございます。

○具志堅透委員 1人当たりの控除があつて、それを控除した後で一じゃあ例えば子供が3名、4名いても31万ということにはならないということになるわけですね。ちなみに4名家族では幾らですか。わかりやすく言うと、6名でもいいですよ。わかりやすい数字で。

○與那嶺善一住宅課長 同居親族がある場合、1人当たり38万円を引いた金額で算定することになります。

○具志堅透委員 月額38万円ですか。

○與那嶺善一住宅課長 計算は年間所得でやりまして、それを一控除額を引いて割る12ということで月額の金額を算出いたします。

○具志堅透委員 わかりました。あとですね、ちなみに31万3000円を超えて高額所得者と認定されているんですが、その方々はどのくらいの家賃を支払っているんですか。それと近傍同種の家賃も教えてください。2倍程度請求しているようなんですが。

○與那嶺善一住宅課長 高額所得者は近傍同種の家賃を徴収します。今年度の平均の近傍同種の家賃は6万1626円となっております。この方の家賃については、今手元に資料がございません。後ほどまた説明させていただきたいと思っております。

○具志堅透委員 この家賃の一何というのかな、決定をする場合に、所得がありますね。県営住宅の種類によって違うんですか、家賃の設定というのは。そうでなければ、例えば今最高額の家賃は幾らなのかというのを伺いたい。そうすると出てくるんじゃない。

○與那嶺善一住宅課長 県営住宅の家賃につきましては、家賃算定基礎額ということで、その入居者の収入に応じて家賃の基礎算定額がございます。それにその県営住宅が立地する立地計数、あとは当該住宅の面積を勘案した規模の計数、あとは経過年数ですね—県営住宅がいつごろできたということに対する経過年数と、住宅の利便性を考慮した利便性計数というのをかけて算出しますので、それぞれの団地ごとに算定することになっております。

○具志堅透委員 なぜその額を確認したいかということですね、ここまで交渉しながら6カ月あるいはかなりの歳月たっているにもかかわらず、訴えられるまでの経緯に至ったと。時間がないからということではないんだろう、どこかでこじれていたり、あるいは法外—法外とまでは言わないんだけど、近傍で6万1000円ですか、それよりはまあ2万円くらいの家賃なのかなとふと思ったりしたもんですから、実際の家賃は幾らなのかと伺ったんだけど、それは後でいいです。

ただ、その過程の中で、どうしても1件2人が出ないというのはどこかで感情のこじれというか何かがあるんだろうと思うんですね。控除をした後の収入が31万もあればですね、やはりうまく退去していただくためのその交渉過程に何か問題がなかったですか。本人たちも多分わかっていますよね、所得がこれだけ上回れば退去しなきゃいけないというのが。

○與那嶺善一住宅課長 今回の対象者でございますけども、月の半分は県外にいるということで、連絡がつきにくいという状況も当初からございました。その後、引っ越し業者を探しているという話があったり、状況確認したところ、11月から入院しているとかですね。退院した後に連絡をするということで調整をさせていただいたんですけども、その後連絡がとれなくなりまして、名義人

とその奥さんにも電話するんですけども、なかなか連絡がつかないという状況でございます。

○具志堅透委員 ちょっとだんだん深みに入っていきような感じがするんですが。確かに2年間31万超えたということであるんですが、今の話を聞くと、例えば県外に行っている、あるいは入院している状況があるということをお皆さんは確認しているわけですよね。となると、今現在の収入というのは下手するとかなりまた落ちているとか、そういう状況はないんですか。それともう一つは、なぜこの本人たちに連絡がとれないんですか。

○與那嶺善一住宅課長 指定管理者のほうと専門相談員のほうから連絡はするんですけども、折り返しの連絡がないということで、連絡がつかないというところでございます。

○具志堅透委員 ということはですよ、今現在の生活水準というか収入というのは把握していないんですか。例えば今の皆さんの答弁の中で、入院していたとかという話があるものですから、そうであれば仕事ができない状況の中でのいろんなことが考えられますが、その辺のところは把握した状況の中で、この訴えの提起を提案しているのかということです。

○與那嶺善一住宅課長 高額所得者でありましても、立ち退きに際してですね、特段の事情があれば退去の期限は延長したりということもやっております。また、収入要件が変わって高額所得者でないということになれば、高額所得者の訴えの対象から除外されるというのはございます。

○具志堅透委員 ですから、そういう特段の状況だとか、収入要件が変わっただとかということは把握されていますよねということなんです、ここまで出てきた時点で。把握した上で、それを満たしていないから訴えますよということになっているんですけども、ということなんです。

○與那嶺善一住宅課長 本人と面談したときの状況ではそういうことはないということで、退去するという前提で調整させていただいて、連絡がつかないということで今回議案に上げるということに至ったというわけでございます。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、具志堅委員から当該高額所得者の収入が悪化しているような状況はないかと確認があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。
與那嶺善一住宅課長。

○與那嶺善一住宅課長 4月には名義人宅を訪問して、指定管理者のほうで面談しておりますので、そのときにそういう状況には至っていないというのは確認しているところでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第21号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第24号議案指定管理者の指定についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の7ページをごらんください。

乙第24号議案指定管理者の指定について、御説明いたします。

本議案は、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の管理は、沖縄県自動車駐車場管理条例に基づき指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として株式会社沖縄ダイケンを選定しております。また、指定期間は令和元年9月11日から令和4年3月31日までであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の7で御説明いたします。

1ページ目をごらんください。

施設の名称はてだこ浦西駅パークアンドライド駐車場、施設の概要は公共交

通機関への乗りかえの利便を図り、もって利用を促進し、交通の混雑の緩和及び環境への負荷低減を図ることを目的に整備される道路附属物自動車駐車場でございます。

次に、選定方法について御説明いたします。

沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会は、外部有識者9名で構成しております。審査の経過は、平成31年1月17日に委員会を開催し、募集要項、仕様書、審査項目、審査基準等について審査をしております。それを踏まえて、1月29日から3月29日まで募集を行い、5月13日の令和元年第1回委員会にて、申請団体の審査を行っております。審査基準等は、条例の規定に基づいており、項目1は、県民の公平な利用を確保できること、項目2は、駐車場の効用を最大限に発揮させること、項目3は、管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること、項目4は、その他、施設の設置目的を達成するために十分な能力を有することとしており、委員会で審査を行い配点を設定いたしました。

次に、選定結果について御説明いたします。

2ページ目をごらんください。

申請者は3団体ございましたが、1団体については応募資格要件を満たしていなかったため、2団体による選定となりました。委員会において、申請者の事業計画等の内容を審査し、申請者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施して評価した結果、2団体とも最低基準点360点、出席委員6名の合計点の6割以上を満たしており、484点の沖縄ダイケンが第1位、次点が424点で順位2位となっております。委員会の審査の結果、審査基準の各項目において評価が高く、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の管理を適切に行うことができる団体と認められるため、株式会社沖縄ダイケンを指定管理者（候補者）として選定いたしました。指定管理期間は、令和元年9月11日から令和4年3月31日までの2年半でございます。

以上で、乙第24号議案指定管理者の指定についての説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第24号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 この指定管理は有償ですか、無償ですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 指定管理料をお支払いして管理を行うものになっております。

○座波一委員 県が支払って指定管理を受けるわけですね。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 そのとおりでございます。

○座波一委員 では県から有償によって指定管理を受けて、さらにまたこの駐車料で収益を上げるということでもいいですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 今回の管理の仕方なのですが、施設使用料の料金を採用して一利用料金制度と言いますけれども一利用料金については指定管理者の収入となります。それで、今回の場合は管理料として不足分が発生するという想定がございますので、その分について指定管理料を委託するという事になっております。

○座波一委員 では、基本的には駐車料金で収益を上げてもらうという考えなのですね。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 基本的にはそのような考えでございます。

○座波一委員 駐車場を管理する資格を持つ会社というのはたくさんあると思うんですけどね。ですから、ほかの会社も多々あると思うんですが、沖縄ダイケンが県の委託指定管理を受けるのは何件か持っていますか。実績があるんですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 現在把握している大きいもので、県民広場地下駐車場ですね一県庁の横にあります地下駐車場、それから、泊ふ頭施設の指定管理者業務や沖縄 I T 津梁パーク、その他 7 施設ほどの施設管理を行っているということです。

○座波一委員 職種的なものから言うとですね、特別な技術というか、そういうものはないと思うんですが、そういうふうに見ても点数見ても差がついているようだし。そういう受注の機会をもっと広げるような努力をしたほうがいいんじゃないかなという気がしてですね、今質疑しているんですけど、そういう応募が3社しかなかったというのも意外なんですけどね。そういうぐらいのものだったんですかね、もっとありそうだったんですけどないというのがちょっと。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 公募に際しての説明会には、9団体の参加がございました。それで実際に応募があったのは3団体でございます。そのうち1団体については、本社が県外企業ということで一応募要件を満たしていないということで2団体のみでの選定ということになりました。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 これ、結局駐車場の契約だと思うのですが、収入は幾らくらいを見込んでいますか。全部埋まったとして。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 今回の駐車場は新規の駐車場ということもありまして、収入については年度別に想定額を算定いたしまして、平成31年が778万5000円、令和2年度が2878万5000円、令和3年度が3567万7000円の収入を見込んでおります。

○赤嶺昇委員 これを、いわゆる足りない分を県がまた補填するというのですか。県は幾ら補填するというのですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 指定管理期間の約2年半で、5921万4000円の管理委託料となっております。

○赤嶺昇委員 あと、これは全部今言う平成31年、令和2年、令和3年でそれぞれ金額が変わるのはふえていくということですか。どういう意味ですか。金額が上がっているのはどういう理由ですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 令和元年度につきましては、管理期間が

9月11日からということで一供用は10月1日を予定しているのですが一約半年間の期間ということで金額は少なくなっております。

それから新規の駐車場ということで、最初から100%の入場は見込めないだろうという想定に基づいて、2年目、3年目を少しずつ引き上げた状態の収入としております。

○赤嶺昇委員　ちなみに、これは1台当たり金額は幾らくらいですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長　通常の間あたりの駐車料金が1時間100円ですね。それから4時間までは400円なんですけど、4時間を超えても400円までという設定です。それから定期駐車のほうは、平日の場合ですと一月に3500円となっております。

○赤嶺昇委員　これは月3500円で借りられるんですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長　月曜日から金曜日までの平日で、しかも運用時間の中ですね。例えば朝の5時から夜中の11時までなんですけれども、その中で利用する場合は平日で月3500円の設定をしております。

○赤嶺昇委員　要するに、これは契約していてここを月契約しますよね。土日の仕事の人もいるわけですよ。必ずみんなが平日とは限らないんですよ。その場合はまた別途かかるのですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長　駐車場の営業時間が、モノレールの運行に合わせて朝の5時から夜中の1時を予定しているのですが、基本的にはそれを超えた場合は1泊料金が発生します。ずっと1カ月とめていたら、30日間1泊料金が加算して、360円の1泊料金が発生しますので、その分また加算されるということになります。

○赤嶺昇委員　そうすると幾らになりますか。ずっととめると幾らか聞きたいんですよ。あの辺の近くにいる人、毎日全部とめるよ。それでもいいというならその辺の相場は多分……。

○謝花勉都市計画・モノレール課長　仮に1カ月間ずっととめればなしになると、30日の1泊360円が加算されますので、30かけるの360円で1万800円が加

算されることとなります。

○赤嶺昇委員 プラスさっきの駐車料金ということですね。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 はい。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第25号議案中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きます、資料1の8ページをごらんください。

乙第25号議案から乙第27号議案につきましては、関連いたしますので一括して御説明申し上げます。

流域下水道事業においては、中部、中城湾、中城湾南部の3つの流域で事業を実施していることから、流域ごとに3件の議案を提出しております。

これらの3議案は、令和元年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、県が流域下水道関連市町村と締結している流域下水道使用及び負担金協定書の一部を変更するため、下水道法第31条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、関係する15市町村の意見を聞いたところ、変更同意する旨の回答を得ております。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○渡真利昌弘下水道課長 お手元に配付しております資料2の8で御説明いたします。

まず、1ページ目をごらんください。

流域下水道事業の計画図となっております。県が管理する流域下水道事業は、本島中南部西海岸地域の10市町村を流域とする中部流域下水道の那覇処理区、

伊佐浜処理区と、本島中南部東海岸地域の3市村を流域とする中城湾流域下水道の具志川処理区、4市町村を対象とする中城湾南部流域下水道の西原処理区の3流域4処理区で事業を実施しております。

次に、2ページ目をごらんください。

流域下水道事業のフロー図となっております。事業主体である県が幹線管渠、ポンプ場、終末処理場の維持管理を行い、その経費については、流域下水道に接続する流域下水道関連市町村から徴収する負担金で賄っております。負担金は、関係市町村から毎月報告される総排除汚水量に基づき算定し、徴収しております。

次に、3ページ目をごらんください。

流域下水道使用及び負担金協定書の新旧対照表となっております。表の右側が現行の協定書で、左側が改定案となっております。また、表中の甲は県、乙が関係市町村になります。第4条は、負担金の算定方法について規定しております。

現行の協定書において、乙は、流域下水道の維持管理に要する費用として、使用月の総排除汚水量に排除汚水1立方メートルにつき、47円の単価を乗じて得た金額に1.08を乗じて得た額の負担金を甲に支払うものと規定しているところ、下線部の「1.08を乗じて」を改定案では「1.1を乗じて」に変更することとしております。

また、第7条は協定書の実施日について規定しております。現行の協定書の「平成26年4月1日」から実施するを改定案では「令和元年10月1日」から実施するへ変更することとしております。

以上で、乙第25号から乙第27号議案の説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第25号議案から乙第27号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 負担金の改定についての議決内容の一部変更ですが、まずこの改定において、市民への影響はないですか。要するにですね、負担金と維持管理とのバランスの問題で、その差額が今の段階で成り立っているのか。それと

も一部市民負担になる部分も出てくるということもありますか。

○上原国定土木建築部長　今回は47円の改定ではなく消費税分だけでございますので、現状と何ら変わらない状況でございます。

○座波一委員　わかりました。それです、この中部流域なんですけれども、南部流域も含めて、那覇、中部あたりが網羅されているわけですね。ここでもまた南部で敷設されていない、流域に入っていない部分があって、結構これで苦労している部分があるんです。南城市の場合は、農集排—農業集落排水でやっていて、それでまた中城湾南部流域のほうに一部編入して、併設型でやっているという状況ではあります。それでもまだ将来にはちょっと見通せない部分があるんですね。片や八重瀬町では、完全に流域に入る可能性が今ないんです—ないと言われていたわけですね。八重瀬においては、農排関係も未整備ですね、合併処理という方式で今やっている状況にあるんですね。しかしながら都市化が非常に進んでおまして、企業誘致とかそういうことも考えて含めていったら、やはり流域につなげたいというのが強いんです。ですが、中部流域に入れたい、あるいは糸満との部分にも入れないというようなのがあって、非常に今決めあぐねている状況なんです。これは単独でやるしかないというふうな、今、そういう方向で示されたということでありましてね。ですが、国もどちらかという、こういったものは厚労省と国交省に関係が—今下水道を持っていますけれども—なるべく統合してやるようにというふうな方針もあるようですので、そういう中で沖縄県の美ら水プランがありますよね。そういう中でですね、八重瀬の位置づけとか、あるいは流域との農排の合併型とか、そういうものの構想はどうなっていますか。

○渡真利昌弘下水道課長　委員がおっしゃられた広域化については、国土交通省のほうから策定するよ—という要望があります。こういった広域化につきましても、現在、農業集落排水事業、合併浄化槽事業と下水道事業の統廃合等を検討・策定するよ—とあります。今後検討はしていきますが、今この八重瀬町の公共下水道は現在まだ計画がされていなくて、今後公共単独でやるか、流域下水道でやるかというのは八重瀬町さんのほうで検討していただいて、その後検討した結果を県が相談を受ける形になると思います。

○座波一委員　広域に入るか単独でやるかということなのですが、どっちにしても難しい状況なんです。単独といたらすごいことなんです、単費が。

広域も可能性が薄いと、今、県からはそういうものがあるようですね。実際にそれをもう橋渡しをするのが、僕は県の役目だと思っていますけど、そういう可能性はないんですかという質疑なんです。流域に入れるのか。

○渡真利昌弘下水道課長 県としては、今のところ流域下水道の編入は考えておりませんが、八重瀬町から整備構想見直しの相談があった場合は検討してまいります。

○座波一委員 とっくに相談があるんじゃないですか。だから今単独でやるという方向も確かに考えているようですけどもね、これ厳しくないですかね。どうですか、これから単独でやるのは。

○渡真利昌弘下水道課長 この単独公共については、平成28年度美ら水プランの策定の中で、八重瀬町のほうが流域への編入と単独公共下水道を経済比較して、単独公共が有利であるということで単独公共で実施することを決定しているところでございます。

○座波一委員 ではもう決定しているということなんですが、私はまだ決定したとは聞いていなかったものですからこういう質疑をしているんですけどね。いいんですかそれで。

○渡真利昌弘下水道課長 はい。

○座波一委員 わかりました。いずれにしましても、農集排の事業とこの流域の問題ですね、公共の問題。これは沖縄美ら水プランというのは、その辺の何ていうんですかね、合体したような、そういうふうに持っていくようなプランではないんですか。

○渡真利昌弘下水道課長 平成28年度に策定した美ら水プランについては、農業集落排水下水道事業と、浄化槽、3つの事業を効率的に早期に整備することを目標にして、下水道事業であった地域がまだ時間がかかるのであれば、合併浄化槽区域にしたり、農業集落排水とか、統廃合とかを検討する構想になっております。

○座波一委員 ですから、その辺の法的なこのハードルを一つずつ解決してく

のが県の役目だと思うのですが、例えば農集排をふやしていいープラスだけではないんですよ、維持費も非常にかかるもんだから。逆に言うと農集排事業を削って行って、公共に、流域と一緒につなげていきたいとかという構想もあるんですよ、南城市あたりではですね。維持費が大変なもんだから。そういうものも含めて、今後考えて方針をつくっていかなければいけないと思うんですよ。市町村の事情を酌み取ってですね。

○渡真利昌弘下水道課長 この農業集落排水と下水道事業とかの合併とかそういった計画は、平成34年度までに計画策定するように国のほうから通知がありまして、その中で検討してですね、可能であれば統廃合等計画策定していくこととなります。ただ、今の現状で可能かということー農業集落排水を流域につなぐということが可能かどうか、ちょっと現在のところは厳しいのかと感じております。

○座波一委員 厳しいというのは技術的に、法的に、何ですか。

○渡真利昌弘下水道課長 施設の規模的に、もう現状の流域処理場は現計画でいっぱいいっぱいというか、容量の問題です。

○座波一委員 これは、容量の問題というのはわかりますけれども、現状的にはですね、もうこの農集排施設が非常に負担になるところがあるんですよ。実際には維持管理費が。だからここも実際統合したほうがいいというのが結構あるんですよ。それは柔軟に考えて行って、難しいとか何とかではなくて、この美ら水プランで次の展開を考えるような施策を示してください。あと八重瀬のほうも単独でやると方針は出したかもしれないけれども、かなりハードルが高いなというのがあって、だからこういう流域もできるところがあれば、加入できるところがあればということを書いてるんですけどね。そこら辺は可能性はないですか、近隣の流域に入れる可能性は。

○渡真利昌弘下水道課長 八重瀬町から、今、公共下水道が有利ということで計画をしておりますので、八重瀬町のほうが流域を検討した場合は、そのときに県も検討してまいりたいと思います。

○座波一委員 この各流域下水道の容量が目いっぱいでもうにもならないんだったらいいんです。しかしまだありそうな感じがするんですよ。どうですか。

もういっばいいいっばいな。

○渡真利昌弘下水道課長 将来的な人口構成をみなして、今後人口が減って、余裕ができた場合とか、そういった場合は検討する可能性はあると考えております。

○座波一委員 ですから将来に一何年でしたかね、将来人口減少時代に移るわけだから、これはふやせばいいというものではないですよ。どんどん統合していくことも視野に入れたいといけませんよということを指摘しておきます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案から乙第27号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時24分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の請願第1号外1件及び陳情平成28年第76号外35件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 土木建築部所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

資料3 請願・陳情に関する説明資料の目次をごらんください。

土木建築部所管の請願は、継続1件、新規1件、陳情は、継続28件、新規8件、請願・陳情合わせて38件となっております。

初めに、新規の請願につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の3ページをごらんください。

請願第2号下地島空港での実機訓練における着陸料の見直しに関する請願につきまして御説明いたします。

記の1及び2、下地島空港の維持管理については、独立採算で行うことが昭和54年3月の県議会において附帯決議され、受益者負担を基本に操縦練習使用料が定められております。しかしながら現在は、管理費を一般会計から下地島空港特別会計に繰り入れていることから、空港及び周辺用地の利活用に取り組むなど、新たな収入源の確保に努めているところであります。

操縦練習使用料の低減については、同使用料が下地島空港の管理運営に要する重要な財源であることから、ターミナル開業後の就航状況やその他の利活用事業による収入状況を見ながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、他県の地方管理空港における操縦練習使用料は、沖縄県と同様に、着陸料にタッチ・アンド・ゴーを含む練習回数に乗じて得た金額とするものや、着陸料にエプロンへの駐機回数に乗じて得た金額とするものなどさまざまな料金体系となっております。

次に、継続審査となっております陳情につきまして、処理概要の変更が7件、14カ所ございますので、御説明いたします。

変更箇所につきましては、下線で示しており、変更箇所を読み上げて御説明いたします。

8ページをごらんください。

陳情平成29年第38号、本部港が国際クルーズ船の拠点港に選定されたことに関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の1、2、3及び4、2段落目部分について、「大型クルーズ船に対応した岸壁整備及び船社によるターミナル整備を令和3年の供用を目指して進めているところであります。」に変更しております。

続きまして、9ページをごらんください。

陳情平成29年第46号の4、沖縄県離島振興協議会からの平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、5カ所の変更部分を御説明いたします。

10ページをごらんください。

1カ所目の変更につきまして、記の5、2行目部分を「座間味村と調整を図りながら砂の流入防止対策工を今年度実施するところであります。」に変更しております。

2カ所目は、記の6、2段落目を「当該2路線については、道路法上の県道認定基準及び災害復旧工事の進捗状況を踏まえ県道認定に向け取り組んでいる

ところであります。」に変更しております。

3カ所目は、記の8（1）について、「現在実施している静穏度向上調査の中で検討していきたいと考えております。」に変更しております。

11ページをごらんください。

4カ所目は、記の10、4段落目部分を「ターミナル施設拡張事業に取り組んでおり、令和元年5月に工事に着手したところであります。」に変更しております。

5カ所目は、記の11、3段落目及び4段落目について、「県では、2つの事業の早期展開を支援するため、関連する公共施設の整備等に取り組んだところであり、三菱地所株式会社が実施する国際線等旅客施設は平成31年3月に供用を開始し、また、株式会社F S Oが実施する航空パイロット養成事業は令和元年5月に事業を開始しております。さらに、第2期の利活用候補事業については、基本合意に向けた条件協議を行っているところであります。」に変更しております。

続きまして、17ページをごらんください。

陳情平成29年第91号の3、美ぎ島美しや市町村会からの美ぎ島美しや（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

18ページをごらんください。

記の2、5段落目部分を、先ほど説明しました陳情平成29年第46号の4、記の10と同様に変更しております。

続きまして、35ページをごらんください。

陳情平成30年第44号の4、沖縄県離島振興協議会からの平成30年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、2カ所の変更部分を御説明いたします。

初めに、記の1については、前議会まで環境部所管として御審査いただいておりますが、陳情要旨が自転車道の整備であるため、今議会から土木建築部所管としております。記の1、「自転車通行空間を計画的・効果的に整備していくためには、村において自転車活用推進計画やネットワーク計画策定が必要となることから、計画策定について、大宜味村と調整しているところであります。県としては、村の計画策定を支援するとともに、策定された計画に基づき、県管理道路の自転車通行空間の整備について、取り組んでいきたいと考えております。」に全文変更しております。

36ページをごらんください。

2カ所目は記の4であり、改元に伴い「2020年代前半」と表現を変更してお

ります。

続きまして、41ページをごらんください。

陳情平成30年第99号、石垣市議会議長からの一般県道石垣空港線(新空港アクセス道路)のさらなる開通延期に関する陳情につきましては、改元に伴い「令和4年度末」に変更しております。

続きまして、44ページをごらんください。

陳情平成30年第102号の4、美ぎ島美しや市町村会からの美ぎ島美しや(宮古・八重山)圏域の振興発展に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

45ページ及び46ページをごらんください。

記の2、2段落目部分を「令和2年度の事業着手に向けて取り組んでまいります。」に変更しております。

続きまして、47ページをごらんください。

陳情平成30年第112号、嘉手納町議会議長からの平成30年台風24号による被害への対応を求める陳情につきまして、3カ所の変更部分を御説明いたします。

1カ所目は、記の1について「現在、工事に着手しており」に変更しております。

2カ所目は、記の2最後の部分を「検討を行っているところであります。」に変更しております。

48ページをごらんください。

3カ所目は、記の3、最後の部分を「平成31年3月に実施したところであります。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情8件について、御説明いたします。

52ページをごらんください。

陳情第40号、南城市議会議長からの県道17号線湧稲国地区における狭隘箇所
の早期改善を求める陳情について、御説明いたします。

県道17号線については、用地交渉難航等により一部歩道未整備または幅員が狭小な箇所がある状況となっております。これまでも、南城市とともに地権者の同意取得に努めているところでありますが、今後とも、市と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、53ページをごらんください。

陳情第42号、西原町議会議長からの県道38号浦添西原線の早期整備に関する陳情について、御説明いたします。

主要地方道浦添西原線は、沖縄本島の東西軸を結ぶハシゴ道路ネットワークを構築する重要な道路と認識しております。坂田交差点から与那原バイパスと

の交差点までの延長3.9キロメートル区間については、平成15年度から事業に着手しております。今後とも鋭意整備を推進し、渋滞緩和及びMICE施設整備が予定されているマリンタウン地区へのアクセス強化に努めることとしております。

続きまして、54ページをごらんください。

陳情第48号、渡嘉敷村議会議長からの渡嘉敷港の港湾整備と港湾環境整備に関する陳情について、御説明いたします。

渡嘉敷港においては、港内静穏度の向上を図る必要性があると認識しており、現在実施している静穏度向上調査の中で検討していきたいと考えております。

また、高速船の大型化に伴い、既存の浮き桟橋の延伸が必要なことは認識しております。平成30年度に事業着手し、早期整備に取り組んでいるところであります。港湾の環境整備のうち、船揚げ場東側の護岸については、荒天時に越波することから、護岸のかさ上げに着手し、早期完了に向け取り組んでいるところであります。

続きまして、55ページをごらんください。

陳情第49号の4、沖縄県離島振興協議会からの平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、御説明いたします。

記の1は、陳情平成30年第44号の4記の5と同じ処理概要になります。

記の2、東村内を縦断する国道331号については、ヤンバル東海岸地域の幹線道路であり、緊急輸送道路に位置づけていることから、その重要性は認識しております。平成27年7月の豪雨による被災箇所については、現在災害復旧工事を行っており、令和元年度内に完成する予定となっております。当該区間は、一般国道の指定区間を指定する基準に該当しないことから、指定区間外として沖縄県が管理しているものであります。今後とも定期的な面点検等を実施するなど、災害の防止や道路の適正な管理に努めてまいります。

記の3、兼城港におけるマリーナの整備については、今後、船舶の規模、利用隻数の現状や将来的な需要等を把握し、整備の必要性について久米島町と調整を図っていきたいと考えております。

記の4、渡嘉敷港においては、港内静穏度の向上を図る必要性があると認識しており、現在実施している静穏度向上調査の中で検討していきたいと考えております。また、渡嘉敷港のしゅんせつについては、島外へ搬出することで、村との調整が整ったことから、令和元年度に工事着手する予定であります。

記の6、下地島空港の運用時間については、空港の利用実態を踏まえて、平成20年度に現行の運用時間に短縮する見直しを行ったところであります。今後の運用の実績及び将来見込み、関係機関の意見などを勘案するとともに、宮古

島市とも意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。

記の7は、陳情平成30年第99号と同じ処理概要になります。

記の8、市道旧空港跡地線は南大浜地区から県立八重山病院や建設中の市役所新庁舎などの主要施設へとアクセスする重要な路線であると認識しております。沖縄振興公共投資交付金の予算確保については、市と連携し必要額の確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。

記の9は、陳情平成30年第102号の4記の1と同じ処理概要になります。

記の11、与那国町道祖納部落内線は祖納部落内を周回し、沿線の小・中学校、現役場庁舎など主要施設へアクセスする重要な路線であると認識しております。現在、現役場前工区について事業中であり、要望のある新庁舎建設予定地までの新たな工区については、町と連携し令和2年度の事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、57ページをごらんください。

陳情第50号、沖縄県遊漁船業事業協同組合からの那覇港新港埠頭小船だまり場に公衆トイレ設置を求める陳情について、御説明いたします。

那覇港新港埠頭地区では、現在、国直轄の臨港道路若狭港町線（那覇北道路）事業が実施されており、事業に伴い港湾施設への影響があることから、現在、那覇港管理組合において配置計画の検討を行っているとのことであります。同組合では、新港埠頭地区内のトイレ利用環境についても、港湾施設利用者の多様なニーズに応えられるよう検討していくとのことであります。

続きまして、58ページをごらんください。

陳情第69号、中城湾新港地区協議会からの令和元年度中城港湾新港地区振興に関する陳情について、御説明いたします。

記の1及び2中城湾港新港地区の振興については鋭意取り組んでいるところであります。臨港道路の街路樹等の緑地管理及び道路照明については、優先順位をつけながら管理しているところであり、今後とも適切な管理に努めてまいります。臨港道路の道路標示や中城海上保安部丁字路の信号機設置、一時停止表示等については、公安委員会とも情報交換をしながら交通安全の確保を図りたいと考えております。また、上屋増設については、これまでに4棟を整備しており、これら上屋の利用状況を踏まえ港湾機能の拡充に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、59ページをごらんください。

陳情第76号、大宜味村議会議長からの大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める陳情について、御説明いたします。

普通河川については、市町村が管理し必要な整備を行うこととなっております、

市町村が主体となって取り組む必要があります。

大宜味村が設置を求める河口閉塞を防止するための導流堤等は、海岸法の海岸保全施設ではないため、海岸管理者が整備を行うことは困難であります。県としては、大宜味村と意見交換しながら技術的な支援や事業化に向けた協力を行っていきたいと考えております。

続きまして、60ページをごらんください。

陳情第79号、県営上之屋市街地住宅自治会からの県営住宅団地における駐車場に関する陳情について、御説明いたします。

県営住宅の駐車場に関しては、平成3年の自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正以降、県営住宅敷地内における駐車場の整備等についての調査、検討を行い、平成6年度から1住戸1台の設置を目標に県管理駐車場の整備を実施しております。県営上之屋市街地住宅については、敷地が狭隘なため1住戸1台の駐車場の確保が困難であります。県としては、今後、既存スペースで活用可能な部分全てを駐車場として整備し、管理することとしたいと考えております。なお、一部のみを駐車場として有料化することは、住民間の公平性の観点から困難であります。

土木建築部の所管に係る請願、陳情につきまして、説明は以上でございます。御審査のほど、よろしく申し上げます。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 76号、大宜味村の59ページ。これは海の砂との関係があるということで、一般質問でも具志堅透委員からの質疑がありました。もちろん、その因果関係には、上流のダムとの関係もありますが、実際にこれを閉塞しているのは砂でありますので、どうしてもこれは市町村だけでは解決できない問題ではないかなと思っているんです。ですので、この海砂をどうするかの問題に突き当たっていくのではないかなと思うんですが、それはやはり県がかかわって、積極的に解決に向かわないといけないのではないかと思います。どうで

すか。

○新垣義秀海岸防災課長 今、御質疑にありました河口閉塞の原因につきましては、基本的には河川管理者がその調査を行うべきと考えておりますけども、河口閉塞の原因には河川の流水量、河川上流部からの土砂及び漂砂など、さまざまな原因が考えられると思っております。このため、今後、関係部局と連携を図りながら、調査手法等について検討を行った上で大宜味村と意見交換を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○座波一委員 その答弁の意味はわかりますが、ですから、原因となるのは海砂であるというのは間違いないですね。

○新垣義秀海岸防災課長 この原因につきましては、自然現象ですので海砂というのは間違いないと思っておりますけども。

○座波一委員 自然現象であるのは間違いありません。だから、ダムからの水が減ることによってたまったということにしても、結局、海砂としてのこの堆積があるからやはり詰まってきたという、因果関係はそこに尽きると思います。ですよ。

○新垣義秀海岸防災課長 砂につきましては、上流河川からの砂とか、いろいろ考えられると思っております。

○座波一委員 この大宜味村の件もあるんですが、沖縄県内の海岸線でこういう現象が結構あるんですよ。要するに、この河口部分で海砂の堆積によって低地帯の河川がですね、非常に流れが遅くなっている地域が結構あるんです。これが、我が南城市の佐敷地域でも同じ現象が起こってしまっていて、一般質問で玉城武光委員がやった部分も、あれはその辺が影響しているんですよ、突き詰めて言えば。この設備の問題ではもうなくなってきています。この現象は、佐敷の湾においては、もう何カ所かにこういう現象が起こってしまっていて、砂州が移動して来たりですね、この砂が動いているという、あるいはふえてきている、あるいは台風の後によってかなり砂が堆積しているということが、この河口をかなり閉鎖して流れを悪くしているんです。それで、大雨が降るとあふれ出る、悪い循環が今起こっているんですよ。私はこれを共通の課題だと思って、今取り上げているんですけども。ぜひこれは流れの問題ではない、上流に

問題があるのでなくて、幾ら整備してもこの海砂の堆積問題を解決しないと、非常に厳しいんじゃないかなと思います。そこは我々現場を通してきた経験があるからそう言っているんですけども、それが違うと言うんだったら何かありますか。それは違うとか何かありますか。

○上原国定土木建築部長 海砂が堆積して河口を閉塞しているというのは確かに事実なんですけど、まず陳情のですね、大宜味村内のこの大川川とガジナ川の上流にはダムはありませんので、これは河川の規模によって河口の砂を押し流し切れない状況の河川であると。その佐敷の排水路も非常に小さな流路ですので、海砂が堆積している状況があります。ただ、それを海砂が原因だからといって、海岸管理者にどうにかしろというのはやはりちょっと事業的に困難なんですね。どうしても事業の目的が流動を一円滑に流水できるように、河川を管理して流せるような状態に持っていくというのがその事業の目的になりますので、どうしても河川管理者が導流堤等を設けてですね、河口部に閉塞しない状況をつくるというのは、事業の目的がこの河川の管理の一環になるものですから、どうしても河川管理者がやるべき事業になってきます。ですから、それに対して県としては、知らないということではなくて、技術的な協力なり助言なりをしながら、その事業化を図って河川管理者としての役割を市町村にしっかり負ってもらいたいということがございます。県と市町村がしっかり協力しながらやっていくということですので、これは確かに北部地域に限らずどこにでも起こることで、都市部は結構しっかり整備されている部分もありますけれども、そういった閉塞がまだ起きている部分が多数あるようですので、その辺を調査しながら、市町村と連携してしっかり取り組んでいきたいというふうな考えでございます。

○座波一委員 行政の中での管理者がやるべきというのは、それはわかります。ですが、この海砂による侵食による現象というのはですね、これは明らかに影響しているのは間違いありませんので、これはぜひとも今、部長がおっしゃったとおり、県でしかできない部分があるんじゃないかなと。この導流堤なんですけどね、実際に導流堤を海側につくることによって、流れが非常によくなっている事例もあるんですよ。だから、そういうものを佐敷あたりにも必要じゃないかなと思ってまして。そういう考え方でいえば、この大宜見村の問題もそういうことも十分考えていけるのかなと思ったものですから、そういう質疑をしています。いかがでしょう。先ほどの答えと一緒にだとは思いますが。

○上原国定土木建築部長 県と市町村でしっかり連携して取り組みたいと考えております。

○座波一委員 同じく砂の問題で、南城市新原ビーチの砂の問題があります。これは私、一般質問でも取り上げたことないんですけども、砂が非常にふえて、もう堆積が非常にふえてきていまして、台風のたび、大潮のたびに、この砂と塩がですね集落にどんどん入ってくるんです。これは以前から南城市に要望していたものが県のほうに伝わって、去年からある程度予算をつけてやろうということになっているはずですが、それはその後どうなっていますか、確認だけさせてください。これは南部土木事務所になるのかな。

○新垣義秀海岸防災課長 この件につきましては、南部土木事務所で発注の準備をしております、南城市と具体的な砂を移動する場所とか、そういったものを打ち合わせ、調整をやっているというふうに聞いております。

○新垣清涼委員長 座波委員、これは別のところでやってください。

○座波一委員 これがないとできないものですからね。一応、そういうことで。沖縄の遠浅の低地帯は砂問題で結構悩んでいますので、その辺もしっかり視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。この問題は終わり、次があります。

40号の、県道17号線に係る南城市議会の新しい陳情です。飛び飛びでやりますけど、済みません。

この件はですね、非常に南城市内で問題になって長いんですよ。非常にわずかな部分、本当にわずかな部分だけれど、この部分が大型車両、バスの通行を邪魔しているものですから、非常に問題になっているんです。これは、私がかかわっているときは、用地買収ができなくてもできるというような考えがあったんですよ。一部だけれど、必ずしもこの用地を買わないといけないのではなくて、工法によってはできるんだと、道の幅だけ確保すればいいんだからというやり方もあると聞いていたんですけども。今、見てみますと、用地買収で時間がかかっていると。結局地権者は1人ですから、どういうふうにするかが問題だと思うんですよ。何でですかね。何でこれこういうふうに時間かかっているのか、県道なんですけど。

○島袋一英道路管理課長 県道17号線につきましてはおっしゃるとおり、歩道

がちょっと狭いとか道路線形が狭小なところがございます。陳情にある2カ所につきまして、まず1つ目の1849番地につきましてですけれども、道路そのものの幅員は確保しておりますが、歩道がちょっと確保されていない状況となっております。こちらにつきましては、地権者の境界で少し問題がありまして、というのも、地権者の隣は里道となっており、その里道の境界につきまして、地権者のほうがちょっと納得がいけないということがありまして、交渉がとまっている状況です。それから、もう1カ所の1739番地の1ですけれども、こちらにつきましては、用地そのものは取得しております。しかしながら、こちらにつきましては、道路のそばに擁壁をつくる—現在の道路と、そのそばの土地のほうで2メートルほどの段差がありまして—そこについては擁壁をつくる計画がございまして、どうしても擁壁をつくる際には、その用地を借地して—重機とかダンプトラックとかが入ってきますので—借地をしないといけないんですけども、そちらの借地につきまして、地権者の理解が得られていないということがございます。こちらにつきましては、平成25年度には、前の南城市長が実際その地権者に—これだけ事業がストップしているものですから—実際行って説得しようとしたんですけども、接触を断られております。それから平成25年度と平成26年度につきましては、南城市議の方も2回ほど地権者のほうに会って、事業の協力というかお願いをしてるんですけども、それでもちょっと協力を得られなかったという状況がございます。それから、県におきましても、平成30年の1月末にですね、南部土木事務所の担当者が接触できまして、このときにも、用地を借りることにつきましての理解と、それから工事が終わったらきちんとした形で返しますよということで話はして、そのときは話は聞いてくれて、それから回答というか後で連絡ということだったんですけども、それからまだ連絡がないということでございます。県としましては、今年度もまた南城市の職員の方とも連携をとりながら説得して、その了解が得られましたら早目に工事に着手したいと思っております。以上です。

○座波一委員 非常に今、危険度が高くて、レンタカーや観光バスがかなり危険な状態になったりするものですから、一日も早く解決ができるようにですね、地主さんに対して誠意を持って何とか交渉してもらいたいなど。南城市も協力はするはずですので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、陳情平成29年83号、仲間交差点ですね。

これも申しわけない—南城市の件ですが、交差点改良を要請しているわけですけれども、この交差点もかなり窮屈で右折帯がないということで、混雑時には赤と青と黄色のはざまを急いだように右折したりするわけですね。その状況

において、ここは通学路ですので、子供たちの横断する機会も非常に多くなっているんですよ。子供たちも走ってきて急いで渡るものですから。今言いたいことはですね、ここはガードパイプも、ガードレールもないです。非常に危険だということで付近からかなり声が出ていまして、ガードパイプがないものだから、急激に横から入ってきて横断しようとする子供たちがいて、何度か危険になったんですよ。ですから、車も慌てて右折する、子供たちも慌てて交差点を横断しようとする状況が発生していますので、ぜひその危険を防止するためにも、早目に現場を見て対応していただけないかなという要望をしておきます。要望ですが、お答えがあればお願いします。

○島袋善明道路街路課長 御要望ですので、しっかり現場を確認してですね、児童生徒の安全に対して確認して、協議して検討していきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 先ほど座波委員からあった大宜味村の陳情要請について、陳情要請で上がったその後、委員長と現場に確認に行ったんですね。6月24日でした。前日にすごい大雨が降っていて、閉塞の状況がなくて、ほとんど流されている状況があったんです。ちょっと現場を確認してわかるように、大宜味村が多分、重機入れてしゅんせつして、河口に砂がすごく高く積んであったのです。前日、大雨が降っていますから、喜如嘉橋ですか、結構その水位も橋の下まで流れている状況を確認したんですね。前日は結構な大雨でしたから、ほとんどもう流されている状況ではあったんですけど。大宜味村から陳情要請があった後に、現場の河口のほうは確認はしていますか。

○新垣義秀海岸防災課長 まだ現場は見ておりません。

○上原正次委員 大宜味村から要請をもらった後、まだガジナ川と大川川の現場確認はしていないということですか。

○新垣義秀海岸防災課長 要請のあった時点で、海岸防災課としてはまだ現場は見ておりませんが、その前に土木事務所のほうでは大宜味村担当者と一緒に現場を確認しております。

○上原正次委員 多分要請のときに、写真つきで要請書が来ていたと思うんですね。その要請の写真を委員長と確認して、まず現場を見に行こうということを見てきたのですがね。やはり写真ではなくて、実際現場に行ってみてですね、砂の堆積の量とか、やはりああいうのを見れば、やっぱり村としてどうやって対応していこうかと、要請に来てはいますけれども。やはり県の、先ほど部長からも担当職員からも説明があって、こういった形で予算確保していくかと。具志堅透委員の一般質問でも一いろいろ新聞紙面にも記事として出ています一謝花副知事も対応していくということなので。県が管理する2級河川とまた違う部分がありますけれども。それともう一点、ガジナ川のちょうど現場を見たときに、擁壁の部分がちょっと崩れている部分があったんですね。これ、部長のほうには写真が来ていると思うんですけど、あの現場も雨が降った場合は落石がひどくなる部分がありますので、これはぜひ担当部署として、現場を確認しながら対応していただきたいと思います。以上です。

○新垣義秀海岸防災課長 早速、現場を確認しまして、対応していきたいと思えます。ちなみに、今週の金曜日には大宜味村の担当者とうちの職員で打ち合わせをやる予定となっております。以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城武光委員。

○玉城武光委員 先ほどから、いろいろ河口の海砂の堆積の問題で、県は技術的な指導と言うのですが、技術的な指導というのはどういうこと。

○新垣義秀海岸防災課長 技術的な指導と言いますのは、市町村がそういった対応を検討したりコンサルとかに委託する際に、技術的なこれまでの県の経験ですとか、2級河川で導流堤とかを施工した実績もありますので、そういった打ち合わせ、調整を行っていきたくて考えています。

○玉城武光委員 具体的に言えばね、導流堤というのができるような技術的指導をするのですか。要するに海のほうに施工ということなのか。こういうことができますよという技術的な援助なのか、どちらなんですか。

○新垣義秀海岸防災課長 技術的な支援の中には設計段階での技術的な支援と、あとは事業化に向けた支援といえますか、そういった相談や検討と一緒に

やっていきたいと考えています。

○玉城武光委員　じゃあもう一点、湧稲国の道路の問題。いつ地主と相談しましたか。平成31年のいつかの時点で了解を得たという話があったんですけど。

○島袋一英道路管理課長　了解というよりは、平成30年1月に南部土木事務所のほうが地権者と会いまして、実際、借地しないといけないもんですから、どういった借地をして、最終的な復元といいますか、戻すときはきちんと戻しますよと。もともとその地権者がですね、ちょっと別の工事のことでその土地を貸したときに、そこで工事のガラが残った状態で戻されたもんですから、それで公共工事に対してちょっと不信感を持っていて、県の工事に対しても反対だと。それで、県としては南城市と一緒にしながら説得してきました。最後に当たったのが平成30年1月。そのときに、先ほどこちらが申し上げましたように、土地の借地の状況、それから復元についてはきちんとやりますよということで、こちらとしては協力をお願いしますという話をして、じゃあそれについて回答をするということだったんですけども、それからまだ連絡がないということです。だから、こちらから県の話はしたのですけれども、それに対して、イエスとかノーという話がまだ来ていないということです。

○玉城武光委員　返事を待つのではなくて一平成30年1月でしょう、向こうからそういう話があって、向こうもいろいろ態度がやわらかくなって、そういう話し合いも応じますよという話になって、その後は県がやっていないんじゃないの。

○島袋一英道路管理課長　これはちょっと、言いわけするわけじゃないんですけども、県と地権者が直接、今、接触できない状況になっております。電話番号も教えてもらえない状況で、今、南城市の職員を通じてやりとりしている状況で直接できないもんですから、それで先ほど言いましたように、南城市と連携していきながら、説得に当たっていききたいということでございます。

○玉城武光委員　先ほどのお話で、平成30年1月というのは南部土木事務所が会ったわけでしょう。その後は会えないという話はない。皆さんのほうから行けばいいんじゃないですか。長いことあれして。

○島袋一英道路管理課長　南城市の職員を通してからじゃないと一地権者から

も県に自分の電話番号とか教えるなどお叱りを受けているという話でして直接交渉できないのがちょっと苦しいところではあるんですけども、県としては南城市とやりとりしながらやっているのですが、実際その交渉に行けるような日程どりというか、アポはとれていないような状況でございます。

○玉城武光委員 県は、南城市を通してしか話をしないというのは、これは業務としては怠慢ですよ。南城市を通さないと話ができないという話ですか。

○島袋一英道路管理課長 済みません、相手地権者が、南城市を通さないと話をしないということになっています。

○玉城武光委員 わかりました。もういいです。以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 35ページの陳情31号なのですが、首里山川町の県道28号、29号の歩道の件です。現場は首里高校の山川3差路から松川坂下までの間ですか。

○島袋一英道路管理課長 これは山川交差点から坂下向けの箇所でございます。

○崎山嗣幸委員 処理概要では、地盤沈下、舗装の亀裂、盛り上がり等で陳情があって、皆さんの処理では一部修繕をやって、それからまた引き続いて点検して要望は修繕するということで、この区間どの箇所をやったのか。これから残されているこの現場というかねー舗装の亀裂とかーこれはどれくらいの修繕区間ですか。

○島袋一英道路管理課長 済みません、ちょっと今、手元に細かい状況がないので。

○崎山嗣幸委員 僕も歩いたことあるが、首里高校から坂下までの間。歩道が狭く足元も暗くて、人も歩きづらいわね、首里城を上っていくところ。私はそこの整備はしっかりやったほうがいいと思うんですが、今、課長はわからないと言うんだけど、陳情が上がっているんで、しっかり調べてから。僕

もここ、歩けない箇所もあるかなと思うところがあるわけよね。観音堂からおりてきた前後ぐらいの、歩けないところもあるような感じがするのだけれども、そこはとても観光客がこれから通るところでもあるし、また付近住民も結構ウォーキングしているし、しっかり直したほうが私もいいと思うんだけど。今の段階でどこまで直したかどうかわからんと言うが、やっぱり全面的に歩けるようにそこはやったほうがいいんじゃないですかね。

○島袋一英道路管理課長 この道路だけではなくて、日々、定期、不定期で道路現状のパトロールをしてございまして、そのパトロール時点で不備が見つければ一予算の限りはあるんですけども一緊急に対応はしているところではあります。おっしゃられたこの箇所については、また再度現場を確認したいと思います。

○崎山嗣幸委員 皆さんの処理概要では、一部修繕をやって、これからまた定期検査で修繕するというわけだけれども、これをやると言っているのだから、やってくださいよ。私も通ったことがあるんだけど、とっても悪いわけ、こっちの歩道が。首里高校から松川の坂下までおりの歩道ですよ。あのところがメインストリートですよ、首里から那覇に向かっている。そこが暗くて歩道も悪いということだから、直したほうがいいんじゃないかと陳情も上がっているから、やったほうがいい。それから、照明については、街灯は難しいですと答えていますが一これは別件でかな一道路占用許可で街灯をつけたほうがいいと言っているんだけど、これは皆さんが行政間で連携するということですかね。それとも自治会でどうぞやってくださいということか、どういうことか。

○島袋一英道路管理課長 ちょっと説明を忘れているところございまして、こういった道路に関して防災カルテというものに登録しておりまして、その防災カルテを確認しながらですね、点検というか修繕に取り組んでいるところです。

○崎山嗣幸委員 もうちょっと、よくわからないですね。カルテをつくって点検するという意味ですか。

○島袋一英道路管理課長 防災カルテで緊急性であるとか優先度をつけまして、順次修繕していくという考えでございます。

○**崎山嗣幸委員** 修繕ではなくて、街灯よ。街灯については不可能でありますと書いてあるから。

○**島袋一英道路管理課長** 街灯につきまして、道路交通状況に関しては局部照明、交差点につきましては照明がございすけども、足元が暗いという防犯的なものに関してはですね、その自治会のほうでの設置—自治会につきましてもやはり市町村から補助をもらってということですので—それにつきましては、道路管理者として占用の中で協力していくということでございます。

○**崎山嗣幸委員** どっちにしても、この歩道の修繕と、それから暗いところの街灯、防犯灯、私は首里城に向かって歩く路線—ヒルトンホテルのところですよ—そこはやっぱり皆さんしっかり道路整備も含めてやったほうがいいと思いますよ。これは皆さんの回答でそうしているから、処理概要に答えているように努めていってもらいたいということで、要望しておきます。

それから、陳情44号の4なんですけど、同じく35ページで。離島・過疎地域の振興に関する下記事項についての中、塩屋湾を観光資源とするところの自転車道の件なんですけど、この処理概要で、市町村で自転車活用推進計画ネットワークの策定をして、それから大宜味村と調整中ということではありますが、これは村の計画と県のほうでつくるわけだから、現段階でどこまでの進捗—これからの策定はしていくのか—今の進捗状況を教えてください。

○**島袋一英道路管理課長** 大宜味村のほうとネットワーク策定について調整はしておりますけれども、まだ具体的に村からネットワークに関するものは上がってきておりません。

○**崎山嗣幸委員** それと関連をして、下のほうは、名護を拠点に国道58号から国道331号における北部地域の自転車道の整備ということの陳情も上がってきて、それから皆さんの処理概要でも、民間団体、市町村と意見交換中という、この全域のことを言っていますよね、大宜見も含めた北部。ここは総合的に計画しないと簡単ではないと思うのですが、県としては、今これ、北部地域でそういった自転車道をつくるために、そういった計画策定を皆さんが一緒になって促進をするという方針なのか。それとも市町村が策定すれば、県は考えますよということなのか。北部全域に対する、この辺はどんなふうに皆さん考えていますか、県の方針として。

○島袋一英道路管理課長 塩屋のところを含めて、本部半島羽地内海につきましては、サイクルツーリズムというのがございまして、こちらについての協議会として北部国道事務所でありますとか県の北部土木事務所、それから学識経験者としましては名桜大学の教授、それから民間などの自転車関係の企業、それから市町村が集まって協議会をやっています。こちらにつきましては、本部半島周辺の観光地を各市町村で結ぶということでの1つのネットワークになります。ただ、今度またそのネットワークと各市町村をつなげるようなネットワークが必要でございまして、それを各市町村でつくってもらおうということで、県としてはその支援に取り組んでいるところであります。先ほど申し上げました大宜味村につきましては、村そのもののネットワークがないものですから、それについての作成をお願いしているところでございますけれども、まだその作業に入っていないという状況でございます。

○崎山嗣幸委員 この自転車道は、観光の問題もあるかもしれませんが、また、生活道路も含めていろいろ影響すると思うんですが、県の方針としては、指導するというのではなくて、そういうネットワークとか、地域がつくっているものに対する調整を支援するという立場なのか、実際、基本的にはどんな立場なんですか。県が先導して交渉ということなのか、地域のネットワークをつくって県が調整する、どんな立場をとっていますか。

○島袋一英道路管理課長 これにつきましては、国で自転車活用推進法が制定されておりまして、これに基づいて、まず県のほうで利用計画の策定業務を来年度以降で計画しているのですけれども、各市町村におきまして、また同じように推進計画をつくってもらおうということになっております。県としましては、その推進計画策定の支援と同時にですね、今度は、市町村がネットワークをつくった際には、それぞれの道路管理者の部分が出てきますので、県道部分の県が管理している道路につきましては、県のほうで自転車道として整備していくということでございます。

○崎山嗣幸委員 この予算の関係は—これは県道、国道、村道もあるのかな—その場合には、予算の措置はどんなふうにとってきますか。

○島袋一英道路管理課長 各市町村がネットワークを作成しましたら、それが条件で国の補助が受けられるという形になっております。市町村につきましては一県も同じだと思うんですけども—交通安全事業の中で自転車道を整備すると

いう形になっております。

○**崎山嗣幸委員** これは今、促進するときの問題というか、課題というのか、何がありますかね。都市部だとなかなか空間がとれないということがあがるが、北部地域の中では空間がとれやすいのかな、歩道が。この辺は地域によって問題点が違うのかどうか。今、北部に限って、問題は何もないのかどうか聞きたい。

○**島袋一英道路管理課長** 自転車が通行する区間につきましては、国のほうでガイドラインが示されておりまして、1つは独立して自転車道とする場合と、それから、車道のそばで自転車のみが通行できる自転車通行帯、ただし、スペースがとれない場合には自動車混在型というのがございまして—これは名護のほうでも見られたかと思うのですけれども—一矢羽根式のそういった表示をして、基本的にこの3種類の中で、自転車道としての連続性を持たせるということになっております。特に用地で云々というのではなくて、あくまでも基本的に、やはり市町村でネットワークづくりにしっかり取り組んでもらいたいと思っております。

○**崎山嗣幸委員** この自転車道の策定計画は、県下の中では今後ふえていくということを、県としては想定をしているのか。例えば、北部だけじゃなくて中南部まで含めて広げていくという方向なのか、どうなのか。

○**島袋一英道路管理課長** 市町村の自転車ネットワーク策定状況につきましてですけれども、現在、検討予定を考えているのが10市町村ございます。既につくっている名護市、それから、現在の大宜味村、今帰仁村、宜野座村、伊平屋村、うるま市、那覇市、豊見城市、与那原町、粟国村というふうになっております。

○**崎山嗣幸委員** 広がっていくという傾向なのですかということ、今後。

○**島袋一英道路管理課長** 県としては、そういったネットワークを広げていきたいと思っておりますので、市町村の協力をお願いしたいと思っております。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 よろしく申し上げます。

今の関連でですね、大体中身はわかってはきたんですが。現在、国の自転車推進計画の策定に伴って、策定計画ネットワークが必要だということで、大宜味村と調整しているところですよというふうな話なんですが、県の考え方としては県全域に広げていきたいと。とりわけ今、北部、ヤンバルにおいては、北部広域を中心にですね、自転車でまちづくり、エコだとか、CO₂の削減だとか含めてやっていこうという一前にも僕は一般質問で取り上げさせてもらったんですが。今さっきのお話を聞くと、名護市あるいは大宜味村、今帰仁村という、ちょっと虫食いのような感じになっているような感じもするのですが、その辺は県からの推進という立場でアプローチはしているのかどうか。

○島袋一英道路管理課長 県としましては、平成28年度からサイクリングコネクト支援事業というのを行ってございまして、これは県の他部局、それから、市町村、民間団体含めて、自転車利用環境創出に向けた協議会、意見交換会の場を設けております。その中で、普及啓発活動でありますとか、先ほど申し上げましたネットワーク計画作成の促進を行ってございまして、今後、利活用の促進拡大に向けて取り組んでいるところであります。

○具志堅透委員 先ほどのやりとりを聞きますと、その辺、名護を起点とする下の部分のネットワークに関しては、県と今しっかり一緒にやっている。それと支線というのか、大宜見の塩屋に関しては村の管轄になるだろうということで、村のほうで策定をしてほしいと。そのための、今調整をしているというふうな認識でいいんですか、現在の進行状況は。

○島袋一英道路管理課長 県としては、それに向けて積極的にお願しているところですけども、まだ村のほうから、その具体的なものが上がってきていないという状況でございます。

○具志堅透委員 その計画策定は完全に村がやるということになって、県は策定するようお願いをする立場ということで、今現在、そういう状況ですか。県はさわらないのかなという。

○島袋一英道路管理課長 ネットワーク作成につきましては、国のガイドラインがございまして、その国のガイドラインに基づいた計画になっているかどうか、その辺の確認と同時に、県のほうから提案なりをしていく形にはなると

思います。

○具志堅透委員 その辺のところ、これは塩屋大宜味村から要請として出たはずですから、村としてもやる気は当然あるわけで、その策定に向けての指導、助言等々ですね、積極的に働きかけていただきたいというのが要望としてございます。よろしくお願いします。

そして、次に新規の55ページ。離島・過疎地域から出ている、大宜味村塩屋湾を活用した観光促進のための船だまり場の整備。これは前の陳情44の4と一緒にということで、そこを見てみますと、「塩屋港の港湾整備については、大宜味村からの要望もあることから、船舶の需要、利用形態等の調査を行い、港湾整備の必要性について検討したいと考えております」という処理概要になっているんですが、その船舶の需要だとか、利用形態だとかの調査等、その進捗状況をちょっと伺いたいんですけど。

○桃原一郎港湾課長 大宜味村からはですね、塩屋港における栈橋の話がありまして、実は先々月ですか、私のほうも現地に行って、役場職員と意見交換をしております。こちらのほうにですね、昭和62年の海邦国体のときに、漕艇競技のスロープ等が整備されているものですから、それを活用したような小船だまり等の提案がございます。我々のほうからは、やはり船舶の需要等、小船がどの程度いるかという話もしています。大宜味村のほうは、反対側、海側に漁港が実はできていて、今現在見ますと、皆さん漁港を利用されています。漁業従事者もいますし、プレジャーボートのほうもそこを利用しています、なかなか塩屋の湾の中までは、船の係留ということはされていないということもございまして、今後、我々としては一そういった船舶の整備の要請はございますけど一果たしてこういった需要があるのかなというのがございまして、その辺を今、村と意見交換しているところでございます。

○具志堅透委員 今現在の、プレジャーボート等々が漁港を使用していると。漁港は別の目的でつくられているわけでね、その漁業振興推進の中でですね、漁業、漁船がふえてくると当然利用できなくなるし、はみ出されるわけですね。そうすると、もう一つに、今、大宜見村は宮城村長を先頭に強い思いがあって、観光振興という意味で塩屋湾を活用したいと。そこで、例えば高速船の運航だとかを塩屋からというふうな話等々があるやに僕は聞いているんですよ。そういったもろもろの話の中でですね、今言う船だまりだとか港湾整備をしてほしいという話があるんだろうと思って、私は理解しているんですが、その辺の意

見交換の中でそういったことは出てこないですか。

○**桃原一郎港湾課長** 村長からは、離島を結ぶ高速船が発着する拠点というような考えもございまして、そのためにも、こういった小船だまりの整備をできないかということは伺っております。

○**具志堅透委員** ですから、それからいくと、その予定計画があるわけですよね。需要はあるわけですが、今ね。これだけをもって需要というかという疑問を持つかもしれませんが。今後これも、鶏が先か卵が先かみたいな話になるのかもしれませんが、やはり港湾施設—この港という整備があれば、幾らでもアプローチをかけながら、村政発展、観光振興のために活用できるという需要が将来的に見越せるという部分もあるわけですよね。もう一つには、先ほどの自転車道が土木に来たと—環境の部分だったのは遊歩道の整備だったのかなと僕は思ったりもするんですが—その塩屋湾を起点に、そこを観光拠点として使いたいというような話もあってですね、今のような話が出てきているということなんです。そこで、今、需要や利用形態等の調査を行っているということでもありますので、しっかりとその辺のところをもう少し詰めてですね、村長の意向も、あるいは村役場の意向も、意向というか話し合いをもっと突っ込んでやっていただけないかなと思うんですが、どうですか。

○**桃原一郎港湾課長** その辺につきましては、私も現地を見て、村の職員とも意見交換はしておりますので、今後、村長さんにもお会いしてですね、村長さんが今構想を描いているものの実現性とか、ちょっと意見交換をさせていただいて、その中で需要が見込めるのであれば、小船だまり、栈橋等の整備というのを考える余地はある、というところでございます。

○**具志堅透委員** ぜひお願いしたいなと思います。世界自然遺産登録だとか、いろいろなプラス需要、本部港へのクルーズ船もそうなのですが、攻めの観光への地域の魅力づくりというのが可能になってくるのだらうと思いますので、ぜひその辺の調整方をしながら、前向きにつくっていただけるようお願いしたいと思います。

さて、河口閉塞なんですけど、多くの委員に取り上げていただいて、私はヤンバルの選挙区を持つ委員としては非常にうれしく思っているんです。せんだっての一般質問の部長の答弁で、非常に私は前向きな答弁だなと評価をし感謝もしていて、いよいよそのソフト交付金の活用等々に関してしっかりと見えてき

たなという思いもあるんですが、ただ、企画部長の答弁の中で少し—これは沖縄振興に資する事業にしか使えないという部分は僕らも当然わかっている、そのその理由づけ、説明書きだろうと思っているんです。そういった中で、土建部、財政担当、企画の担当者とういった話し合いが行われて、これは活用できる可能性が高いですよというふうな返事を皆さんはもらっているはずなんだよね。だから、その辺のところを少し説明願えますか。

○外間修河川課長 現在、県庁内部、市町村課等も含めて情報交換をやっているところです。交付金要綱等それも確認しながら、実際、2級河川については導流堤を施工していますので、普通河川についても、村と一緒に事業化に向けて、技術の支援とかその辺をやっていきたいと考えています。

○具志堅透委員 文書にすると後退したなという感じがあって、技術支援とは何ぞやと先ほど玉城委員も聞いておりましたが、大体、今言うソフト交付金、その予算の出どころ、どこから持ってくるかという話が主になるのだろうと思います。そのことを、さっき私が聞いた答えになっていましたか。部長、最後に伺いますが、自信のほど、決意表明をお願いいたします。しっかりやりますということで。

○上原国定土木建築部長 ソフト交付金の特徴は、振興に資する事業ということでもあるんですけれども、既存の事業、補助事業のメニューにない事業をしっかり拾っていくという目的もあると思いますので、この辺、こじつけではないんですけども、沖縄振興につながるんだという理屈づけをしっかりとした上でですね、沖縄のヤンバルの山も川も守るためにどうしても必要な事業ということで、河口閉塞についてもしっかりと予算を確保して実行していくことを支援していきたいと考えております。

○具志堅透委員 上流にダムはないんだけど、ヤンバルは県民の水がめが多くあってですね、そういったもろもろの状況を鑑みて、翁長県政のころに1000万円の交付金的な基金を立ち上げ、そして今の玉城デニー知事になって2000万円上積みをして3000万円、そういった状況も鑑みながら、私が言いたいのでありますよ。やはり自然を守るだとか、森を、山を、川を守るというのは、ある意味ヤンバルに課せられた使命というか—ダムがあるがゆえにですよ。ですから、そういった河川の河口閉塞が原因でですね、地域の農業、畑が冠水するのですとか、床下、床上浸水するんだという状況は絶対につくっちゃいけないだろう

と。そういうことをしっかり鑑みて、今のような先ほどの部長の答弁、僕はこの間の一般質問も含めて誠意ある答弁だと思っています。しっかり頑張ってください。以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 陳情第21号、竹富町のリゾート開発ホテルについて、今の現状をお聞かせください。

○野原和男建築指導課長 現状についてお答えします。当該開発許可につきまして、平成29年1月に許可を出しまして、それから平成31年3月に建築基準法に基づく建築確認がおりているところであります。以上です。

○山内末子委員 この陳情者によりますと、その地域の自治会が、こぞってみんなで決議をして反対をしているというような状況の中で、どうしても法的な問題ですとか開発許可の問題、条例の問題、あるいは基準の問題とか、特に民間企業に対しましてはそういう基準に合致をしていけば一法に合致をしていけば許可を出さなければならないというようなこの状況が今、この問題の大きなところだと思うんですけど。そういう意味では今、とてももう住民からすると、あの小さな竹富のこれまでの歴史であったり文化であったりを何とか残したい。だけれども、法的にも基準も何もクリアできないという部分で、その皆さんたちの意見が全く聞き入れられない開発行為が行われているということに対して、これ、とてもすごい大きな矛盾があると思っていますよね、住んでいる人たちの意見が何も聞いてもらえないというところの。その辺についてどのような対処をしながらこの開発に至ったのかということで、もう少し具体的にお聞かせ願えますか。

○野原和男建築指導課長 都市計画法によります開発許可制度におきましては、事業者の申請書類を審査しまして、都市計画法第33条の技術基準というのがありまして、その技術基準に適合していれば許可をしなければならないという制度になっておりまして、当時、申請書類を精査の上、開発許可を出したもののところでもあります。それから、許可の審査の中には、町道に関する市町村の同意や、緑地及び給水等に関する協議もありますが、それは事業管理者の一水道事業者の竹富町との協議をもって、同法の技術基準に適合しているも

のとなりますので、許可をしているところでもあります。それから、竹富町憲章ですとか、竹富町の制定しております景観条例などについては、都市計画法の技術基準の審査項目にないものですから、そのことについては私ども建築指導課では何といいますか、審査する立場にないというところでもあります。以上です。

○山内末子委員 それはとってもわかるんです、法的な問題、基準の問題。ですけれど、この問題の大きなところは、やっぱりこの沖縄の島々に残っているもの、島々を守るために、じゃあ沖縄県として、この島民が守りたいものが今、危機的な状況。やはり排水によって海水が侵されていくんじゃないのか、あるいは水の供給の問題もまだしっかりと島民に説明がないまま行われている様子なんですよ。一番最初に説明会があって、その間いろいろ事業の説明会をもっていたきたいということも申し入れても、民間企業の皆さんですので、そこについては拒否をされている中で今の状況に至っているというところ。そうなりますと、全てクリアしているから法的に—もう何度も言いますが—そこに住んでいる人たちの守りたいものが守れない。これは沖縄県にとっても大きな財産の喪失になっていくんじゃないかと。それはこれから観光という意味で、すごいいい観光地があって、今そういうところで簡単に許可していろいろな開発がなされていくと、いろんないい—今残さなければならない、あるいは残してきたものが壊されていくということを県がしっかり守っていくという、そこに何かしらの策を持っていかないといけないんじゃないかと思うのですけれども、今この状況を見ていると、県も何も策がない。県からすると、これは竹富町の問題だと。竹富町からすると県が許可をしたからということで、そこに島民の皆さんたちの意思がどこにも反映できていないというのが今の現状ですけれども、これ、どうすればいいですか、部長。大変これ、わかりますよ。皆さんが開発許可を出さなければ、ましてや相手が一般企業なものですから、そうなってくると次に起きてくるのがやはり訴訟であったりね、自分たちに瑕疵がないのに許可を出さないとするとそういう訴訟問題が起きたりというのは。それはわかるんですけれど、その中で県として守っていくべきものを、その優先順位の中でね、何かしらできることはあると思うのですけれども、今まだ何もなされていないというのが現状だと思います。その辺について部長、感想でもいいですから、今の現状についてお聞かせください。

○上原国定土木建築部長 法令に基づく開発許可でございますので、土木建築部としてはその基準に適合しているかしていないかということ審査した上で

許可せざるを得ない状況になっております。県の権限が及ぶ範囲でしかやはり我々は審査できませんので、これをまた曲げてしまうと法の秩序が保てなくなりますし、不平等な取り扱いになりかねないものだと思います。確かにさまざまな御意見があると思いますので、この辺は難しいところではあると思いますけれども、いかんともしがたい状況でございますので、その状況をですね、我々としては見守っていきたいというところでございます。

○山内末子委員 苦しいのはとてもよくわかります。ただ、見守っていくということは、何もしないというように聞こえるのですけれどもね。何もできないというのが現状だと思いますので。でもこれから先、これはここだけの問題ではなくなるのではないかと、そういう懸念があります。これから先、いろんな場所でいろんな開発行為の中で、地元住民の意見や守りたいものが壊されていくというような状況が、多分沖縄県の中では今、観光という大きな問題の中で、ホテルの問題やリゾート地、レジャー施設、いろんな問題が出てくると思います。その辺のところではやはりもうちょっと先を見て、こういった問題に対処していくためには、何かしらの一例例えば条例で何かそういうものがつくれるんじゃないのか、日本全国そういったところがあると思いますので、少しそういうところの研究をまたやっていかなければならないんじゃないかというふうには思っています。排水処理であったり環境を守る点で、あしたまた環境部長には聞きますけど、開発許可をしていく時点で、やはりもう少しいろんなことを検討していただきたいなと思いますけれど。再度、部長よろしくお願いします。

○上原国定土木建築部長 一応ですね、今の法令に基づいた審査のあり方ですか、そういったことについては、我々ができる限りのことを適正にやっているということは自負しておりますけれども、確かにですね、全国的にどういった事例があるのか研究することはできると思いますので、その辺、他府県の事例等を収集しながら、調査研究には取り組んでみたいと思います。

○山内末子委員 よろしく申し上げます。

先ほど公民館長に電話で状況を聞いてみたらですね、実はきょうフジテレビのめざましテレビですかね、そこが取材に来ていて、あしたの朝は全国放送でこの問題が取り上げられるようなんですよ。だからそういう意味ではきっと、沖縄県民よりも、竹富に行った方々がぜひそこは残したいという運動が、すごい今全国的に広がっているような状況がありますので、これを踏まえてぜひ何とかみんなで頑張っていきたいなというふうに思います。ありがとうございます

す。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 ちょっと簡単に質疑しますので、明確に結論を出してください。まず請願が上がっております件、これと関連しまして一タブレットの26ページなのかな—そこでも操縦練習使用料の話がありますから、空港使用料の件についてですね、質疑をさせてください。

下地島パイロット訓練場がなくなって、ほとんどパイロット訓練機がいなくて今数社しかやっていないと思うんですけどね、全国でパイロット訓練として一部使用している空港というのは結構、三十数カ所あるという答弁があったと思うんですが、そういう全国のレベルの中で見ても、この使用料に関しては、今、沖縄県も本気で議論しなければならないなというふうに思っております。

1点は、全国の空港で余裕のあるところでの使用料と、我が下地島空港の使用料というものの優劣というものをしっかりと吟味すること。もう一つは、空港ターミナルが民営化されている中で、観光客の誘致や空港の利用率を上げるために、民間の受託者はそれなりの工夫をして、時として、空港の離着陸料を無料化している空港もある。これは施設の管理運営と使用料等、維持補修等を含めた、県と指定団体が一体となった空港がある。こういうような流れの中で、これまでも何回か取り上げたんだけど、このパイロット訓練場、あるいは今から進めているパイロット訓練の操縦士育成学校、そういうものとLCC等が入るための条件をよくする。それから、今までパイロット訓練場としての、条例で定めたタッチ・アンド・ゴーというこの条例というものを改正しなければ、下地島空港での今のパイロット訓練のタッチ・アンド・ゴー等の使用というのは、競争に負けているというふうな視点でね、思っているんだけど。それをトータルとして見たときに、まず空港の離着陸料そのものは高くはないと私も思っています—那覇空港並みだから、相当、6分の1ぐらいでの単価にはなっていると思うんだけど—この請願の理由をよくよく見ると、タッチ・アンド・ゴーというような訓練のあり方を使いたいけれども、改善してもらわないと1回当たり数百万円高くなるよねというようなこと。それはね、県として、僕はまだ本気でその辺の現状を把握していないと思うんだよな。その辺もちょっと説明してください。

○野原良治空港課長 空港課のほうでも、空港使用料については全国調査を行

っております。沖縄県と同様にタッチ・アンド・ゴー1回につき離着陸料を徴収している地方自治体は、沖縄県のほか5県となっております。岩手県や山形県等となっております。

○座喜味一幸委員 5カ所ね。30件じゃないわけ。

○野原良治空港課長 訓練を受け入れている空港が37件あるということで答弁しております。国管理については、タッチ・アンド・ゴーでの着陸料の徴収はなく、エプロンに駐機した場合に徴収をしています。地方管理空港では、北海道含め、8つの地方自治体が同様の状況となっております。会社管理空港では、中部国際空港が沖縄県と同様にタッチ・アンド・ゴー1回につき着陸料を徴収しております。その他の成田国際空港、関西国際空港、大阪国際空港は、タッチ・アンド・ゴーでの着陸料の徴収はなく、エプロンに駐機した場合に徴収しております。その他では、多様な状況となっております。

○座喜味一幸委員 部長、こんな状態ですよ。したがってね、今までこの議論が進んでいないのは、古い昭和52年ぐらいにつくった条例をベースにして、時代は変わっているのに、まだこれに固執しているということにおいては、いよいよ全国の中で、この下地島空港で県の財政をプラスにするほう、それから、もっと利便性があるいろいろな意味での効果の発現性のあるほうということ等を考えると、もう一度抜本的に検討すべき時期にもはや来ている。ましてや、例えば下地島空港を三菱地所さんは管理協定を結んでやっているんですけども、県の財政で見ると、空港の維持管理費等で3億円ぐらいかかったとする。これを空港の管理まで三菱地所さん、三菱エアビジネスさんに委託管理する、富士山静岡空港というところは、それをやっているんです。であれば、この使用料の取り方に関しても委託業者にお任せする。そして維持補修一よほどの天災等がある附帯事項を除いて一維持管理から維持補修まで、基本的に委託するというのが、我々、土木委員会が視察してきた富士山静岡空港なんですよ。そういう時代になっていて、空港については一福岡空港も始まるし一もはやもう全国的にそういう方向性もあって、県の財政というものは、下地島空港はお荷物だと言うんだけれども、民間の活力、ノウハウというものを生かすような方向というものを本気で考えていくと一あと情報によるとゆくゆくは金持ちの自家専用機も大分入ると聞いているし一その辺も含めてですね、いよいよもう一回総点検をする時期に来ていると思うんですが、部長いかがでしょうか。

○野原良治空港課長 下地島空港の維持管理につきましては、独立採算制で行うことが昭和54年3月の県議会において附帯決議され、受益者負担を基本に操縦練習使用料が定められているところです。しかしながら、現在は一般管理費を一般会計から下地島空港特別会計に繰り入れていることから、空港及び周辺用地の利活用に取り組むなど、新たな収入源の確保に努めているところであります。操縦練習使用料の低減については、同使用料が下地島空港の管理運営に要する重要な財源であることから、平成31年3月のターミナル開業後の就航状況や、その他の利活用事業による収入状況を踏まえながら、慎重に検討していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 この答弁がずっと続いているんですよ。お願いだから、これをいま一度、ぜひこれ検討する時期に来ていますよ。ぜひもう一度、点検をしていただくこと。それから、請願で上がっている、AIRDOからの生のこういう聞き取りとかということも、彼らは現に全国でやっていて、下地島空港のよさもわかっているけれども、それを改善してくれるとちょっと利用度が高くなるかなという思いを持って、これが請願として上がってきているはずなんですね。私も実際にほかの空港の実態を見てみると、県財政を持ち込んでまでLCC—中華航空を入れるために、県財政での離着陸料も無料にしても、ほかの空港では誘客に取り組んでいるというのが、今の全国の地方空港の現実であります。その辺は我々も、来るものだけじゃなくして、本当に魅力のあるように、LCCが来やすいように、あるいはパイロット訓練場が来やすいように、そういう受け皿というものをぜひともに検討していただきたいと思いますが、総括は部長でお願いします。

○上原国定土木建築部長 今、課長が管理費の状況の答弁をして、これまで長く同じような答弁をさせていただいていますけれども、座喜味委員がおっしゃるように、今後、空港の管理については、コンセッション方式ですとか、いろいろな管理形態が検討されてくる時期になっていくと思います。県内の空港でもですね、那覇空港がまず最初に検討されるものだと思います。ただ、石垣空港とか宮古空港もですね、それほど採算悪くないものですから、県の管理空港の中でもこの2空港を中心にして、できれば小規模な離島空港もあわせた形で、そういった新たな管理形態がですね、検討できないかなというのは、長期的に検討する必要があるだろうと考えております。

下地島空港に限っていいますと、今、三菱地所さんがターミナルビルを開業してですね、誘客、路線の誘致にしっかり頑張っていただいていますので。こ

これは宮古島、伊良部島、下地島の魅力から考えると、路線はどんどんふえていくんだらうなということで期待していきまして、観光客もふえますでしょうし、着陸料は低減していますけれども、それでもそれなりの収入源になるということではあると思います。請願にありますように、訓練練習使用料ですね、これをどういう価格設定にするのかというのは、やはり管理費の問題にも絡んでくるんですが、もうターミナルビルが開業して、通常の三種空港としての活用が始まっていますので、訓練専用の飛行場ではないという状況です。その中で、訓練がふえたほうがいいのか、それをどう考えるかというのも問題にはなりませんね。当然、我々は訓練飛行場として開業したときの料金設定で—この訓練使用料で管理費を生み出すという形で料金設定をしていますので、当然、着陸料で収入がふえてくれば、訓練使用料は低減もできるということも考えられます。ただ、そうすると逆に、低減すると訓練はふえていく方向になりますよね。そうすると、着陸もふえつつ、訓練もふえるということが本当に可能なのかですね。今、下地島空港に訓練で来られる航空会社というのは、集中して訓練ができる。まだまだ路線が少ないものですから、1週間とか集中して訓練ができるという形で、効率的に飛行機を持ってきて集中して訓練をして帰っていくと。拘束される時間も少ないという形で、メリットが非常にあります。航空機の燃料の消費量とか、パイロット、航空機材の訓練に使用する時間とか、そういったものが短くて済むというメリットがあるんだということで来ていただいているという話もあります。トータルのコストでいうと、過密空港ですき間で訓練するよりも、下地島空港に来て集中して訓練したほうが安上がりだというお話もありますので、どういう形で訓練をさせたほうが効率的なのか。また、県の管理費として収入がふえていくのかということも考えないといけないということです。この辺は総合的に考えて慎重に検討したいと思います。このタッチ・アンド・ゴーだけ説明させていただきたいのは、タッチ・アンド・ゴーで料金を取っていますが、タッチ・アンド・ゴーで料金取らずに訓練を認めるとですね、駐機せずにタッチ・アンド・ゴーだけして、着陸もせずに帰っていくと。一切お金を支払わずに訓練をして、航空会社だけメリットを得て、使用料ゼロの状態です。訓練を終えるということも現実的に起きるわけなんです。ですから、タッチ・アンド・ゴーで料金を取るということはどうしてもあったほうがいいのかという考えもありますし、いずれにしても管理費をしっかりと生み出しながら、下地島空港を使って宮古圏域の振興につないでいくという視点で、今後とも検討していきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 今の問題意識の持ち方は大変上等で、確かにそういう議論

もいっぱいあると思っているわけであって。これ陳情者—AIRDOさんから上がっておりますから、率直にそういう利用する側と貸す側とで意見交換しながら、いい面、悪い面、その辺も議論してですね、1つ方向性というものを見出していければいいのかなと思って、せっかくの請願なので、しっかりとよろしく願いをしておきます。

もう一点、非常に簡単な話で、これは与党の皆さんもきょういるから、与党もオーケーと言え、話がすぐ終わるような質疑をしますけれども、タブレットの56ページにも上がっていて、空港の運用時間の話が条例で定められていますよね、その緩和をしてくれというような話がある。それに関しては、今から多様な飛行機が飛ぶとするとですね、空港の運用時間というものを条例改正で済むのであれば、与党の皆さんもすぐ話に乗るはずなんで、ぜひこの運用時間の弾力的な利用の仕方、その条例改正をしていったらどうかというふうに思います。当面、彼らの希望する利用時間帯、それから5年、10年を見越したときの運用時間というものがどうあるべきなのか—那覇空港みたいにはいかんだろうけれども—その辺も含めて、条例改正についてはぜひ検討を願いたいのですが、いかがでしょうか。これもなかなか動かないよ。ずっと同じ答弁だよ。

○野原良治空港課長 処理概要の内容になってしまって恐縮なんですけれども、今後の運用の実績とか将来の見込み、関係機関、航空会社等の意見などを勘案するとともに、地元との意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 今、直接的には、下地島空港が要請上がっていますね。宮古でいえばJTAとANAさんも、いよいよ運行時間帯をちょっと緩めてくれないかなという思いは持っておりますから、ぜひともに、現場の皆さんと話し合いをしていただいて、朝の部分と夜の—多分東京に行く時間帯が宮古の場合は7時45分が最終かな—その辺でね、もう少し路線拡大しようとする時間帯を広げておくべきじゃないかというような話もありますので、これに関して実務的に航空会社と県が話し合って、時間帯はこういう方向でどうかといえば、我々、土木委員会でも、このような条例改正というのは全会一致でできますので、これについてもぜひ検討いただきたいですけれども、部長どうですか。

○上原国定土木建築部長 運用時間を広げることについては、非常に航空機がふえていく要因にもなると思いますし、しっかり宮古島市と意見交換しながら検討したいと思いますが。実はですね、下地島空港は、県が直接管理をしてい

る、管理事務所において直接管理している空港でございますので、我が管理事務所の組織体制も強化しないと、これに対応しかねる状況もありますので、この辺は先生方の応援も必要だと思いますので—これが理由とは言いませんけれども—それも必要になりますので、しっかり検討していきたいと思えます。

○座喜味一幸委員 多分、土木委員会が富士山静岡空港も見てきたから、その辺の非常に空港の事情も詳しいので、その辺はすぐに納得して同意すると思えますので、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思えます。

もう一点細かいこと、これも与野党で一致して条例改正すればすぐオーケーな話ですけど、駐車場の話なんです宮古空港の。宮古空港の駐車場は有料化してあるんです。そもそも、それは私も、えーお金払うのという中で、余りにも空港が混雑して、お巡りさんも管理できなくて、いざというときに危険だなということで、有料化しようということで私も一生懸命やったんだけど、当初は直っていたんだけど、お客さんがふえて、なおかつまた空港が混み始めている—大分お客さんふえたからね。それでなぜかという、那覇空港は駐車場に入って、駐車場にあきがなければ出て行くというような、遊びタイムというのを設けています。20分か30分、遊びタイムを設けている。宮古空港は入ったらすぐ100円取るものだから、お客さんを迎えるのに待機しようとして、レンタカーから個人から、この空港内を100円が惜しいのか、面倒くさいと思うのでしょうか、ぐるぐる回って今度はまた大変な状況になっている。それであれば、この初期時間帯の料金を20分から30分、那覇空港並みにしてくれたら—10分、20分の滞留時間があれば、あの渋滞というか空港の混雑が避けられるので、一つそれを検討していただけないかというのが1点。もう一点は、これもまた大分時間がかかっているんですけど、宮古島空港ターミナル。J T A、A N Aは1便の飛行機を迎えるのに、できれば6時から準備にかかりたい。契約駐車場を借りている、しかし、県から宮古島市に委託されて、宮古島市からどこにしているのかな、警備会社がいる、県が決めた条例どおりにしかあけられないということで、この駐車場の開閉時間帯を条例どおりに運用している。これはJ T Aの社員からもA N Aの社員からも要請があって、何回か本庁にも来ているはずなんだけれども、契約している駐車場にカードを入れればいつでも使えるのに、そこで大きな鎖のついた鉄パイプを置いて閉めてしまうというような硬直ぶりがあるが、県はそれを把握していますか。

○野原良治空港課長 駐車時間の早期の開門をしてほしいという要望については受けております。我々としては運用状況とか、現在の状況を確認した上で検

討していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 宮古島市の空港課に行くと、いやもう県は条例どおりと言っていますよみたいに、話が硬直して詰まっているわけよ。これはJ T Aさんの職員も困っているし、ANAも困っているし、もう何でこんなことが弾力的にできないのと。委託しているもんだから、警備のおじさんもしっかりと時間どおりやるわけだよな。その辺に関してはですね、議会で取り上げるにはちょっと小さな問題かもしれませんが、現場のANA、J T Aの所長からもその辺の弾力的な運用というのをお願いできませんかという話です。契約をしているのに、ちょっと時間がかかって車を置いておくと、夜間の駐車場がまるまるつくというわけよ、意味わかりますか。帰る時間がちょっとおくれたら、もう車を出せない、チェーンの鍵でロックがされているから。これの夜間の朝までの駐車場代がかかる一年額で契約している、カードで出入りする駐車場だよーそういうような不合理があるというようなことですから、これは問題として提案しておきますからね。お客さんがふえて、駐車場も足りないというような状態になっておりますので、その辺はぜひお願いします。

もう一点だけ。県の空港、宮古の空港が、当初、多分80万人ぐらいでの計画だったのか、100万人と聞いているのだけれども。去年の実績は147万人か149万人で報告が上がっていると思うんですよ。そうすると、1つは、空港の誘導滑走路は、これまで基準にもう少しですと言っているのだけれども、誘導滑走路があったら、空港の燃料を含めた航空機の利便性が物すごく向上するけれど、いよいよ基準に達していると思うんですよというのが1つ。

もう一つは、前は、駐車場の何次計画かがどんどんあったのだけれど、空港の駐車場の残地があって、タクシー広場があって、ここに緑地帯があって、もう駐車場が満杯で、後ろ側にある県の財産でがんがん駐車するというような状態がある。ぜひとも駐車場の当初の計画にある予定地を速やかに開放して、暫定的でもいいから、間知ブロック、あるいは乗り入れスロープをつけるだけで十分なのでーその辺は宮古空港のターミナルからも要請が上がっているはずですよーその辺の対応を速やかにお願いしたい。これは伊良部架橋のおかげだよ、土木のおかげさまで宮古はここまで忙しく変わってきているんで、かといって、対応せんといかんからさ。この辺の状況の変化というのが大変あって、申しわけないけれど、もう一押ししていただきたいなという思いで言っておりますので。今の駐車場の拡張の件は、簡単に3センチのアスファルトを流して、どうぞと云えば、一月でできるんじゃないですか。

○野原良治空港課長 現状を確認して、対応策を検討したいと思っております。

○座喜味一幸委員 これはもう少しね、部長もさ、おいしいそば屋を紹介するので考えていただいでですね、地元は感謝の気持ちと、この受け入れ体制一きめ細やかな対応というのは必要だなということでの要望がどんどん上がっておりますので、部長もぜひ現場を見ながら、宮古がどれぐらい発展しているか、ぜひともに見ていただきたいなと思って、終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

以上で、土木建築部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、明 7月4日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼